

# 会報

第 112 号

国立大学協会

昭和 61 年 6 月

(第36卷第2号 通卷第112号)

# 会報

第112号

6  
月  
号

国立大学協会事務局

- エッセー  
 思いつくまま 熊本大学長 松山 公一 5
- 学長の国際交流  
 インドネシア国大学学長の来日 第5常置委員会委員長  
電気通信大学長 田中 栄 9

## 事業報告

### 諸会議議事要録 (昭和61年1月～4月)

- 理事會 (3.17) 19

#### 会務報告

(茂野新潟大学長の逝去について/要望書の提出について/文部大臣との懇談について/臨時教育審議会第四部会における意見発表について/共通第1次学力試験の実施について/インドネシア国大学学長の招致について/ドイツ連邦共和国との学長交流について/特別会計制度協議会について/日教組との会見について/国大協宛要望書について)

#### 協 議

副会長の選出について  
 国立大学協会会費の基準の一部改正(案)について  
 昭和60年度国立大学協会歳入・歳出追加予算(案)について  
 昭和61年度国立大学協会会費について  
 昭和61年度国立大学協会歳入・歳出予算(案)について  
 特別委員会委員の交代について  
 各委員会委員長報告と協議  
 入試問題について  
 臨時総会の開催について  
 定例総会について

- 第1常置委員会 (1.28) 29

国立大学のあり方に関する学長宛アンケートについて  
 国立大学のあり方について  
 国立大学のあり方の問題への対応について

- 第1常置委員会 (4. 1) 32

国立大学のあり方の検討について

- 第2常置委員会 (2.20) 34

徳島大学総合科学部の入学者選抜における共通第1次学力試験の免除について  
 身体に障害のある入学志願者に対する共通第1次学力試験の試験時間の延長について  
 色覚異常者の入学制限の緩和について  
 受験機会の複数化に関する問題について  
 推薦入学について  
 共通第1次学力試験の試験監督要員の問題について  
 昭和61年度共通第1次学力試験の実施結果について

<b>第2 常置委員会 (4.24)</b>	<b>37</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和62年度共通第1次学力試験の追試験実施大学について</li> <li>共通第1次学力試験の試験監督補助者に大学院生を加えることについて</li> <li>受験機会の複数化に伴う推薦入学の実施上の問題について</li> <li>色覚異常者の入学制限緩和の要望について</li> <li>昭和62年度以降の共通第1次学力試験における不正行為者の取り扱いについて</li> <li>昭和62年度以降の共通第1次学力試験における成績提供について</li> </ul>	
<b>第3 常置委員会 (4.30)</b>	<b>40</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>専門委員の交代について</li> <li>委員長の交代について</li> <li>就職協定問題について</li> <li>課外活動共同利用施設の拡充について</li> </ul>	
<b>第4 常置委員会 (4.25)</b>	<b>43</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>委員の交代について</li> <li>指定職俸給表の適用を受ける教授の取り扱いについて</li> <li>人事院勧告の取扱いに関する要望書(案)と「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書(案)」について</li> <li>文部省技術職員待遇改善検討会第2次試案について</li> </ul>	
<b>第5 常置委員会 (2.17)</b>	<b>47</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和61年度の国際交流関係予算について</li> <li>留学生関係について</li> <li>昭和61年度の外国学長招致事業について</li> <li>第5 常置委員会のあり方について</li> <li>ドイツ連邦共和国との学長交流について</li> <li>中華人民共和国国家教育委員会からの講師派遣について</li> </ul>	
<b>教員養成制度特別委員会 (1.28)</b>	<b>50</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>教員養成に関する諸問題について</li> <li>委員長の交代について</li> </ul>	
<b>医学教育に関する特別委員会 (1.29)</b>	<b>53</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>委員長の交代について</li> <li>委員の補充および専門委員の交代について</li> <li>大学におけるプライマリーケアの問題について</li> </ul>	
<b>教養課程に関する特別委員会 (2.17)</b>	<b>56</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>「大学教養課程の内容と改善に関するアンケート」調査報告書のまとめについて</li> <li>今後の検討課題について</li> <li>欠員委員の補充について</li> </ul>	
<b>大学院問題特別委員会 (4.18)</b>	<b>58</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>改組積み上げ方式大学院について</li> <li>連合大学院の問題点について</li> <li>総合大学院の今後の問題点について</li> </ul>	

小委員会の解散について	
今後の委員会の進め方について	
(第26回) 入試改善特別委員会 (1.20)	62
副委員長の選任について	
委員の交代等について	
全国高等学校長会との懇談について	
国立大学の受験機会の複数化に関する問題について	
「国立大学の受験機会の複数化に関するアンケート」結果の取りまとめ 方および第2次アンケート案の取りまとめについて	
(第27回) 入試改善特別委員会 (2.24)	65
受験機会の複数化に関する第2次アンケート案の作成について	
(第28回) 入試改善特別委員会 (3.3)	66
「受験機会の複数化に関するアンケート(大学宛・第2回)案」の作成 について	
(第29回) 入試改善特別委員会 (3.9)	67
「受験機会の複数化に関するアンケート(大学宛・第2回)案」の作成 について	
(第30回) 入試改善特別委員会 (4.2)	69
「国立大学の受験機会の複数化案」の取りまとめについて	
(第31回) 入試改善特別委員会 (4.11)	70
「国立大学の受験機会の複数化案」の取りまとめについて	
(第32回) 入試改善特別委員会 (4.25)	71
「国立大学の受験機会の複数化案」について	
特別会計制度協議会 (1.28)	72
昭和61年度予算案について	
諸 会 合 (昭和61年1月～4月末までの開催会議)	73
<b>予 算 等</b>	
昭和60年度国立大学協会歳入・歳出追加予算	74
昭和60年度国立大学協会歳入・歳出決算	75
財産目録	76
昭和61年度国立大学協会歳入・歳出予算	77
<b>資 料</b>	
昭和61年度大学卒業予定者の就職協定について	78
国立大学協会会費基準の一部改正について	81
<b>そ の 他</b>	
学長等の異動	82

# 思いつくまま

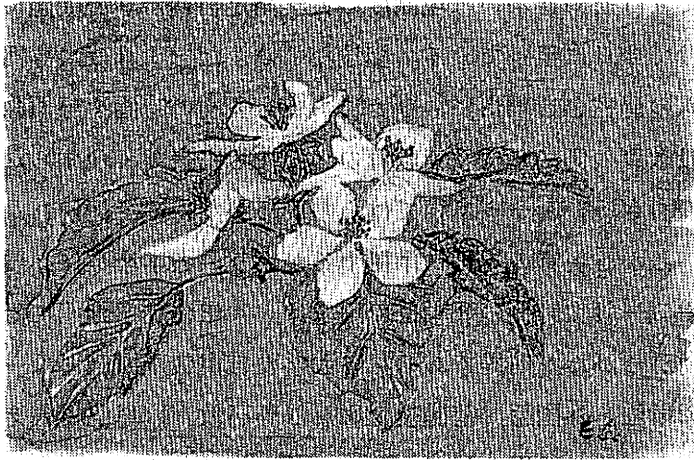
熊本大学長 松山公一

\*

0. はじめに 会報に何か書けといわれたとき、国立大学は95校もあるのに貧乏くじのくじ運だけは相変らず強いなと思ったが、考えてみれば間もなく退官だし6年間も国大協に顔を出していれば雑文の宿題くらいは課されても格別不思議はないともいえる。思いつくままに書かせていただくことにした。

1. コンピュータ・リテラシイ さて、この拙文もそうであるが、何か番号を付けるときに、1, 2, 3, …でなく、0, 1, 2, …とやる癖がついてしまったが、これは永年コンピュータと係わりあってきたというよりはコンピュータに翻弄されてきた後遺症である。しかもこんな癖は、昨今の多くのユーザーのように初めから便利なプログラム言語でコンピュータを使っている人達よりも、我々の世代のように機械語やアセンブラ言語といったコンピュータの内部構造に直結したプログラム言語での修練が長かった連中のほうが、実務のうえでも番号付けは0から始めるという作業経験が多いので、こんな癖の染みつきかたが強いのかも知れない。ところで、当節では電子計算機などという、いかにもしつかつめらしく聞えるが、20年くらい前までは、コンピュータというだけで一般の人からは拒否反応を受けかねなかったもので、心して「電子計算機」と言うように心掛けていたし、現に私の大学の計算センターも、今年度から情報処理センターとして再発足したが、昭和39年に初めてコンピュータが導入されてから昨年度までは電子計算機室と言っていた。しかし現在では電子計算機などというとかえって不自然に聞えるほどコンピュータという外来語は我々の日常生活のなかに定着してしまっている。そう考えると、リテラシイという言葉も、いずれはコンピュータと同じよう

に我々の日常会話のなかに解け込んでくるかもしれない。私自身も無学文盲を意味するイリテラシイという言葉に遭遇した記憶はあっても、今後の情報処理技術の進展と普及に係わる教育政策のお題目としてコンピュータ・リテラシイという言葉が多用されるようになるまでは、リテラシイという単語におめにかかった記憶はない。しかし考えてみれば、日本語の「読み書きソロバン」の「読み書き」に相当する言葉でこれほどに圧縮されて適切な単語はないようなので、だれか知恵のある人が思いついたのであろうが、まさにいいえて妙なりといえよう。ただここでいいたいのは、この種の外来語の効用のことではなくて、コンピュータに係わるイリテラシイの現状についてである。その端的な例証が共通一次試験に対する批判である。当節では大学間の格差、いわゆる輪切り、を明確に定着させた元凶はまさに共通一次試験であるというのが通説のようであり、「共通一次試験によってこれほどに輪切り現象が顕著になるとは予想もしなかった」ということがよくいわれる。しかしこれほど馬鹿げた認識はないのであって、そもそも共通一次試験の実施以前から輪切り現象は顕在化していたのであり、しかも共通一次試験の開始直前には既に定量的な計数データに基づいた輪切りがなされていたのである。このことは当時の受験産業からの出版物を見れば明白である。しかもこのような定量的な根拠による輪切り表示が可能になったのはまさしくコンピュータの普及によるものであり、むしろコンピュータの技術水準がそこまで向上したからこそ共通一次試験の施行が可能となったのである。従って共通一次試験が輪切りの元凶だなどというのは本末転倒であり、こんな認識不足がまかりとおらないようにしなければならないという政策課題をコンピュータ・リテラシイといっているのである。もう10年以上も前のことであるが、アメリカの社会心理学者が、今後の社会の緊急課題は、コンピュータのもたらす利便を極力活用しようとする人達と、コンピュータに拒否反応を示す人達との二極分化の危険性との相克であると警告したことがあるが、昨今の大学入試改善に係わる論議だけをみても、もっともと思う次第である。せめて入試を実施する主体である大学の間においては、共通一次試験の有無にかかわらず輪切りはより精密になり、合格できそうな大学を選択するために受験生に提供される情報はますます豊富かつ正確に



なるということだけは共通の理解であるべきであろう。

またこれに関連して思うことは、待望久しかった学術情報センターが本年度から発足し、全国の国公立大学の図書館をネットワークで結んだ書誌情報の蓄積と検索という研究基盤の構築が本格的に開始されることになったが、この学術情報システムは、いうまでもなく、その中核となる学術情報センターが設置されるだけでは機能しないのであり、各大学の積極的な協力ができるだけ短期間に集中的に行われる必要がある。今後の教育研究の活性化にとって不可欠なこのシステムの構築はいまようやくマラソンの折り返し点を通じたばかりであり、願わくばこのシステムが早急に整備充実されることによって、大学のコンピュータ・リテラシーの高さを示す証左となってほしいものである。

2. 一般教育と専門教育 臨教審は大学教育の活性化のためにもいろいろな提言をしており、これに対する大学の対応はさまざまであるが、おおかたは有難迷惑と受けとめる傾向が強いように思われる。特に受験機会の複数化やこれに続く共通テスト論議においてしかりである。しかし臨教審の検討課題やその審議日程はかなり詳細に予告されており、また審議の経緯も遅滞なく公表されている。我々としては、いたずらに他をあげつらうよりも、常に大学みずからの怠慢について自省することこそが大切ではなかろうか。さて一般教育と専門教育との係わ



り、というよりはせめぎあいは現制度の大学発足当初からの問題で、いつまでもくすぶり続けて今日に至っている。極端ないいかたをすれば、専門教育の側ではカリキュラムの過密さを理由に、ひとこまでも多くの時間を専門教育に移そうとするし、一般教育の側からは教養教育の必要性を主張してゆずらない。いつまでたっても綱の引きあいをやっているのはあかぬかぬので、何らかの発想の転換が望まれる。しかし現行の規則に準拠するかぎり、大学卒業に必要な総取得単位数124に対する一般教育側の48単位の比率は、4年の就学期間に対して1.5年であることは動かしがたい前提である。各大学の自由裁量の範囲は一般教育科目36単位のうち12単位を外国語、基礎教育または専門教育の単位で代えることだけであるが、これすら殆ど活用されていないのが現状である。この点に関して、私にとって不可解なのは、たとえば外国語教育として文献の読解力養成を望むなら、それはむしろ専門教育の教官が担当すべきであり、いわんや専門科目の履修にそなえての基礎教育は当然専門側の教官が行うべきであるということ専門教官の側から提言したことがあるのだろうか。すくなくとも私は、むしろ当然と思えるこの種の提言をめぐる一般教育側と専門教育側との間で論議された例を聞かない。さらに一步を進めて、この際履修科目の選択の自由度を大幅に拡大して、特定の専門領域だけを集中的に履修することもできれば、逆に教養科目として開講されているものだけを幅広く履修して卒業することもできるようにしてはどうだろうか。もちろん教官数や教室等の施設による制約のために受講については一定の優先順位は付けねばなるまいとは思いますが、たとえば文学部の学生は文学士として卒業するほかないという今の制度は、少なくとも学生の卒業後の実態に即してはいない。外国にも例があるように、学生の履修に応じて卒業資格の与えかたにバラエティをもたせてもよいのではないか。現在のカリキュラムは、無意識のうち教官が自分の後継者を育てるためのカリキュラムに偏しているといわざるをえない。教育の活性化のためには、大学のなかにももっと競争原理を導入し、教官みずから自分を自然とうた、生存競争の場に投じる気概が望まれるのではなかろうか。

妄言多謝

● 学長の国際交流 ●

## インドネシア国大学学長の来日

第5常置委員長 田中 栄  
電気通信大学長

昭和60年度における国大協の「学長の国際交流」事業として、インドネシアの学長を招聘することとし、これについて、文部省学術国際局国際教育文化課を介し、人選や来日の日程等につき折衝を重ねてきたが、その結果3名の学長の来日を見た。

学長名、専門分野、学歴、所属大学の概要は次のとおりである。(別紙Ⅰ)

なお、滞日中の日程は下記のとおりである。(別紙Ⅱ)

### 各大学訪問

以下は、学長一行が各大学を訪問された際の状況を記録した各訪問先大学からの報告である。

◇慶応大学(別紙Ⅲ)

◇京都大学(別紙Ⅳ)

◇東京大学(別紙Ⅴ)

国大協主催懇談会(別紙Ⅵ)

### 来日学長の略歴と大学の概要

(別紙Ⅰ)

Prof. Yuyun Wirasasmita (ユエン・ウィラススミタ教授), パジャジャラン大学長 (54歳)

専門分野: 経済学

学歴: ガジャマダ大学経済学部卒

米国ウィスコンシン大学経済学修士号取得

米国シラキューズ大学院

職歴: ガジャマダ大学経済学部講師, パジャジャラン大学経済学部幹事, 同学部長, 同大学学生担当副学長, ウエストジャワ経済開発諮問委員会書記兼委員, パジャジャラン大学経済学部長を経て, 1983年から現職。

大学の概要: 所在地: パンドン

創立: 1957年9月11日

学部数: 11 (文・法・経済・医・歯・農・畜産・心理・通信・社会政治・数学自然科学部)

学生数: 12,690名

教員数: 1,368名

Dr. A. Mattulada (A. マツラダ博士), タドラコ大学長, ハサヌディン大学人類学教授 (56歳)

専門分野: 人類学

学歴: ハサヌディン大学文学部卒

インドネシア大学人類学博士号取得

職歴: ハサヌディン大学文学部講師, 同学部長, オランダ・ライデン大学にて大学院生指導, マカサール市社会科学調査研究訓練センター所長, 京都大学東南アジア

ア研究所客員教授，ハサヌディン大学計画開発委員会委員長を経て，1981年から現職。

大学の概要：所在地：スラウェシ中部バル  
 創立：1981年8月18日  
 学部数：5（教育・経済・農・法・社会政治学部）  
 学生数：3,063名  
 教員数：138名

Dr. Rudolf C. Tarumingkeng（ルドルフ・C・タルミンケン博士），チェンデラワシ大学長，ポゴール農業大学森林昆虫学教授，インドネシア国会議員（51歳）

学 歴：インドネシア大学農学部卒（林学士号取得）  
 米国デューク大学森林学修士号取得  
 米国ウィスコンシン大学昆虫学博士号取得

職 歴：ポゴール農業大学森林学部長，同森林製品科主任，インドネシア農業省野生動物園小理事会長を経て，1978年から現職。  
 インドネシア森林関係者協会，インドネシア昆虫協会，米国昆虫学会，シグマXI各会員。

大学の概要：所在地：イリアンジャワ・ジャヤプラ  
 創立：1962年11月10日  
 学部数：4（農・法経社会・教育（師範部）・教育学部）  
 学生数：2,700名  
 教員数：75名

（別紙Ⅱ）

滞 日 日 程

月日	午 前	午 後	夜	宿 泊 先
11.21 (木)	06:30 成田着 (JL722) 08:30 ホテル着		18:30 文部省学術国際局長主催夕食会	ホテル・ニューオータニ
11.22 (金)	10:00 文部事務次官表敬 10:15 10:15 文部省との懇談 11:30	13:30 慶応義塾大学訪問 14:30 15:30 日本学術振興会訪問 17:00		"
11.23 (土)	終 日 自 由			"
11.24 (日)	9:30 東京駅発 (ひかり34号) 12:29 京都駅着	14:30 市内文化施設見学 17:00	18:00 京都大学国際交流委員会委員長主催夕食会 20:00	都ホテル
11.25 (月)	10:00 京都大学訪問 15:00	15:00 市内文化施設見学 17:00	18:00 京都大学主催夕食会 20:00	"

11.26 (火)	10:00 ショッピング 11:30 12:00 市内文化施設 12:40 見学	14:26 京都駅発 (ひかり24号) 17:16 東京駅着		ホテル・ニューオータニ
11.27 (水)	10:00 東京大学訪問 12:00	14:00 東京国立博物館訪問		"
11.28 (木)	自 山	15:00 国大協主催懇 17:30 談会	18:00 国大協会長主 催レセプション	"
11.29 (金)	10:00 成田発 (JL721)			

### 各大学の訪問視察の概況

(別紙Ⅲ)

#### ◇慶応義塾大学

昭和60年11月22日(金)午後1時30分から1時間にわたり、石川忠雄塾長、関本昌秀国際交流担当常任理事、深海博明国際センター所長、家里誠一国際センター学術交流課係主任との懇談を行った。慶応義塾大学における学生交流を中心に質疑・応答が繰り返され、特に、インドネシアの学生の受入れ(外国人留学生入試・専攻分野・奨学金等)について具体的な話し合いが展開された。

(別紙Ⅳ)

(京都大学)

#### 1. 日程

11月24日(日)

- 12:29 京都着  
古川、田中各東南アジア研究センター助教授出迎え
- 13:40~14:30 昼食(於 都ホテル)  
(出席者)  
上記二助教授、J. Maricar 農学部共同研究員(Mattulada 学長の弟子)
- 14:30~17:00 市内文化施設見学(平安神宮、南禅寺)
- 18:00~20:00 国際交流委員会委員長主催夕食会(於 南禅寺「菊水」)  
(出席者)  
道田国際交流委員長夫妻、川島農学部長、前田東南アジア研究センター教授(所長代理)、樋口木材研究所教授

11月25日(月)

- 10:00~11:15 総長表敬及び懇談(於 総長室)  
(出席者)  
本田文学部長(総長代理)、道田国際交流委員長、山田経済学部長、川島農学部長、土屋東南アジア研究センター助教授、J. Maricar 研究員
- 11:15~12:00 附属図書館見学
- 12:15~13:15 総長主催昼食会(於 清風荘)

(出席者)

表敬時と同じ

- 13:30~15:50 東南アジア研究センター訪問  
石井所長, 高谷, 前田各教授, 古川, 田中, 土屋各助教授
- 15:00~17:00 市内文化施設見学(二条城, 金閣寺)
- 18:00~20:00 関係部局による夕食会(於 京大会館)

(出席者)

農学部から, 久馬, 西村各教授, Maricar 研究員  
東南アジア研究センターから, 高谷, 前田各教授

11月26日(火)

- 10:00~11:30 ショッピング(ハンディクラフトセンター)  
中川東南アジア研究センター助手, Maricar 研究員同行
- 12:00~12:40 市内文化施設見学(三十三間堂)等
- 13:00~14:10 昼食(於 新都ホテル)

(出席者)

中川東南アジア研究センター助手, Maricar 研究員

- 14:26 京都発 東京へ  
(見送り: 上記の他, 高谷, 前田各教授, 土屋(夫妻), 古川, 田中各助教授)

(以上全日程, 奥野国際交流課長同行)

## 2. 会談内容等

本学においては, 沢田総長が急遽文部省から召集されたため, 会見出来なかったものの, 本田総長代理(文学部長), 道田国際交流委員会委員長, 専門を同じくする各部長等, それに「東南アジア研究センター」の研究スタッフがこぞって対応した。

特に, 研究スタッフ26名中, 10名がインドネシア語を解するという「東南アジア研究センター」においては, 殊のほかくつろいだ様子で, 極めて友好裡に意見の交換ができた。訪問者のうちの一人, Mattulada 学長は, 同センターに外国人研究員として滞在した経緯もあり, 英語, インドネシア語, 日本語による歓談の光景もしばしばであった。

食事での会話を含め, 話題の多くはイリアン・ジャヤに関するものであった。

言語学上, 民族学上の宝庫であるイリアン・ジャヤへの立入りは現在, 隣国のパプア・ニューギニアとの間の民族的, 人種上のデリケートな問題もあり, 厳しく制限されているが, ジャカルタの担当官庁(インドネシア科学院 LIPI) に申請する以前にチェンデラワシ大学学長であるタルミンケン先生へ書類を送付しておくことが有効であるとのアドバイスも得た。これにも見られるように各大学長とも日本の大学との積極的な交流を望む声が強かった。

くつろぎ方は, たとえば政治的な問題をはらむ国内移住(ジャワ人→イリヤン・ジャヤ)の問題点の率直な開陳や, 途中の車のなかで日本軍政時代のナツメロ数曲(御国の母, 見よ東海の……吾が大君に召されたる, 勝って来るぞと勇ましく……)をロズさんたり, 日本では国民の90%が中流意識を持つ話から, 大衆娯楽パチンコを覗き, 試みる(そして勝った)などであった。

学長の日本に対する印象は, モラルが高いこと, 訪日以来充分もてなされていて満足であること, また, 全般に秩序が高く感銘を受けていること等であった。

最後に, 京都駅では東南アジア研究センターの7名のスタッフが見送りをしたことにも, 非常に感銘していた。

(別紙V)

◇東京大学

昭和60年11月27日(水)

10:00~11:00 懇談(於 本部庁舎中会議室) 森総長, 西島総長特別補佐, 鴻巣農学部長,  
竹田教養学部長

11:00~12:00 学内見学(図書館, 総合研究資料館)

12:00~13:30 昼食会(於 学士会分館)

午前10時学長3名とタルミンケン学長夫人の4名が来学, タルミンケン夫人は総長表敬の後, 本学のインドネシアからの留学生1名と事務局職員1名が同行して都内を御案内し, 昼食会に合流された。

懇談は, まず東京大学の概要説明の後, 来学された3大学の学長から各大学の概要につきそれぞれ説明があり, 引きつづき外国人研究者・留学生の受入れ現況につき質疑応答があった。11時から図書館, 総合研究資料館(University Museum)を見学された後, 学士会分館で午前の懇談のメンバーと昼食・懇談, 午後1時30分午後の見学先である上野の国立博物館へ向かわれた。

(別紙VI)

### 国大協主催の懇談会

日時 昭和60年11月28日(木) 15:00~17:30

場所 東京ガーデンパレス湯島会館「扇の間」

出席者

(インドネシア) ユエン・ウィラサスミタ(パジャジャラン大学長)

A・マッツラダ(タドラコ大学長)

ルドルフ・C・タルミンケン(チェンデラワシ大学長)

ユリアナ・タルミンケン夫人

スマルト(インドネシア大使館教育文化部長)

(文 部 省) 葦沢 弘志(国際教育文化課課長補佐)

鈴木 文子( " 専門職員)

(関係機関) 瀧澤 博三(日本学術振興会理事)

高橋 保雄(日本国際教育協会事業部長)

飯沢 省三(国際交流基金人物交流部長)

(公立大学協会) 小池 滋(東京都立大学人文学部長)

(日本私立大学協会) 小原 哲郎(玉川大学長・私大協副会長)

(国立大学協会) 森 亘(東京大学長・国大協会長)

鈴木 幸壽(東京外国語大学長・第5常置委員会委員長)

田中 栄(電気通信大学長)

田中 郁三(東京工業大学長)

藤巻 正生(お茶の水女子大学長)

(通 訳) 南本 直子

森国大協会長の司会の下に開会され, 初めに会長より次のような挨拶があった。

文部省および国大協の共同で, 毎年, 外国大学長招致事業として数名の大学長を招致し, 日本

の大学等を視察訪問いただいているが、今年はインドネシア国より3名の学長団一行をお招きした（3名の大学長の他、ユリアナ・タルミンケン夫人も同行）。今回は大変短期間の滞在であり、かつ多忙な日程であったと思うが、その間大学等何か所かの機関を訪問視察され、いろいろと収穫も得られたことと思われる。そこで本日は、学長団一行が帰国されるに際し、文部省、関係諸機関の方々もお招きしての懇談会を企画した次第である。ここで懇談いただくことは、インドネシア国大学長の方々にとっても、更に一つの収穫になることと思われるので、是非活発な討議をお願いしたい。

以上の挨拶に続いて、会長より本日の日本側出席者の紹介があった。

ついで、ウィラサスマタ学長が来日学長団を代表し、次のような挨拶を述べられた。

まず初めに、今度の招致に対し心より感謝申し上げます。お蔭をもって、訪日スケジュールに基づき文部省、日本学術振興会、東京大学、京都大学、慶応義塾大学等を視察見学でき、またいろいろ関係の方々とも面談して、日本の教育制度・高等教育等に関し直接自分の目で学ぶことができたことは大変有益であったと思っている。

今回の訪問の目的は、日本を知ることと共に、日本およびインドネシア両国間の学術交流・協力の可能性を探ることにあつた。

ご存知の通り、インドネシアにおける高等教育の歴史はまだ浅く、ほとんどの大学は1950年代に設立された。それで、我が国教育文化省も常々外国の大学との交流・協力の重要性を強調しており、また我々としても現在直面している問題の解決のために、更には我が国の高等教育の将来の発展のためにも、外国の教育制度からより良いものを学びたいと考えている。

そこでまず、現在我々が直面している問題からお話ししたいと思います。第一に、我が国はいま経済開発に邁進中であり、そのためには大学教育の果たす役割は非常に重要で、かつその質の充実が緊急な課題となっている。また第二に、現在我が国の人口は1億6千万人を数え、人口増加率も年2.3%であり、従って、若い世代に教育の機会を拡大するため施設設備の拡充が急務となっている。そのような状況への対処が我々の当面の課題となっている。

以上のような挨拶が述べられたのち、次のような意見の交換が行われた。（○はインドネシア側、◎は日本側の発言を示す）

○ まず一般的印象として、日本人の規律正しさに感心した。また各大学を訪問視察して、その基礎面の整備と共に質的充実の進展がみられ、かつ研究と教育のバランスがとれていることに感心した。

次に外国人留学生に関する問題であるが、第一に、日本への大学入学は難しく、また言語上の問題もある。第二に、日本では外国との協力という場合、科学技術面の協力に重点を置き社会科学面における協力関係を余り重要視してないように見受けられる。従って、インドネシア留学生も、工学・農学・医学等を勉強した方がよいという印象を持った。

◎ ご指摘のとおり、日本では科学技術分野での大学間交流が盛んであり、実際留学生もそういう目的を持って留学する者が多い。社会科学分野での交流が少ないのは事実であるが、その理由としては、第一に、日本における社会科学の発展を歴史的に見ると、輸入科学としての社会科学に追われて文献学的な研究が主流となり、独創的な社会科学理論を打ち立てることが困難という状況が現在まで続いているということがある（社会科学分野でノーベル賞受賞者を1人も出していないことでもわかる）。第二に、最近では社会科学分野でもフィールド・サーベイの重要性が認識され始めているが、従来当該分野での国際協力の場合、その重要性にかかわらずこれが立遅れていたということがある。なお、日本の戦後の高度経済成長の秘訣を研究する目

的から、特に発展途上国からの留学生の中には、経営学の研究を志向する者が増えてきているが、これは注目に値することであると思う。

- まず一般的印象を述べたい。私はかつて米国に留学し、そこで日本の友人を持ったが、彼らは非常に勤勉だった。当時は、これは一部の限られた人達だけの特質と考えていたが、今回来日してそれが日本人の共通の特質であることを知って感心した。
- 私の印象を申し述べたい。インドネシアでも伝統的に工学、科学技術に強調点が置かれているが、今回の訪問を通じて貴国でも同分野に重点が置かれていると感じた。しかし、京都大学においては若干違った印象を受けた。京大では東南アジア研究センターを訪問したが、そこは社会科学の研究が中心で、その意味では京大は社会科学と自然科学の分野間のバランスがとれていると感じた。現在の私の大きな関心事は、国の発展のため本当に役に立つ、かつ真に必要なものは何か、ということである。

次に留学生問題だが、一番の障害は言葉の問題でなく、カリキュラムの問題であると思う。来日して、何名かのインドネシア留学生と会う機会を持ったが、彼らは少なくとも日本で5年間勉強している。私は1年間の米国留学で修士号を、また3年半で博士号を取得した。その経験から、何故日本では学位を取るのにこのように長くかかるのか疑問を感じた。この点は日本側に考慮願いたい問題である。これは教育制度に起因する問題かもしれないが、その解決策として、例えば我が国が西ドイツ・オランダ等と結んでいる国際プログラムのようなものを作成ねがえればと思う。

なお、日本では外国人留学生の受入れを、ある程度制限しているような印象を持った。これは言葉の障害のためではないと思う。

- 大学院設置基準で博士課程は学部卒業後5年間となっているが、文部省令により学位取得は2年間短縮が制度上は認められている。しかし、我が国では米国と違い、学位取得に際しては研究業績が重視されているため、少なくとも2つぐらいのオリジナル・ペーパー提出が必要である。そのため、普通5年間ぐらいかかり、5年以内に取得する例は非常に少なくなっている。なお、人文・社会系は理工系以上に学位取得が困難で、現に教官でも学位取得が困難という状況にあり、問題点として議論されつつある。
- 先程の話に関連して質問したい。西ドイツ、オランダはアメリカと違って博士号取得に時間がかかると聞いているが、先程の話の場合、留学生については何か特別の措置が講じられているのであろうか。
- 例えば、オランダとは両国政府間で文化協定プログラムが締結されていて、国際プログラム、国際カリキュラムも確立している。そして留学後本国で更に研究を重ね論文を作成すれば学位取得が可能となる。従って、その分留学期間も短縮されることになる。
- 日本でもインドネシアと同様なプログラムを設けている。例えば、バイオテクノロジー等、インドネシアと拠点大学方式による交流協定を締結している。
- 現在、インドネシア政府はその東部の開発に積極的で、大学の設置拡充の計画を進めている。私は海洋科学、海洋資源の研究に関心を持っているが、東部の国立大学（タドラコ大学、チェンデラワシ大学も東部にある）について、海洋科学の分野で、学术交流・留学生派遣等に関し、どこかの大学と協定を締結したいと考えている。
- そのことについては帰国後ジャカルタ駐在の日本大使館の文化担当官と相談されるとよいと思う。いろいろ配慮してくれると思う。なおその場合、貴職の考える海洋科学が、日本の大学ではどこが一番適当かということを検討することが必要と思う。



- ◎ “21世紀に向け、外国人留学生を10万人に拡大する”という計画が立てられたと聞いているが、大学間交流の熱意を各大学が持っているにもかかわらず、先程の話のように留学生の受入れについて日本側が消極的であるという印象を与えているというのは何故であろうか。これは大変問題であって両国とも深く考えねばならない。留学生交流の拡大はスローガンだけでは解決しないのであって、そのためにはまず実態を把握する必要がある。

まず、何故そのような印象を与えたのか、について説明したい。第一に、飛躍して言うと、現在大学で教育しようと思っているものは、西洋文明を中心とした近代文明である。“21世紀に向け留学生を10万人に拡大する”というが、日本はまだ近代化以来120年の歴史しかなく、あらゆる専門分野において多数の留学生を受入れられるほど、学術水準が高いかどうか。われわれの大学では何を教えられるのか、また来る方も何を勉強しようとしているか、そこを考えねばならない。第二に、いままで大学は西洋文明の教育を実施して人材を企業等に送り出すことが主要な役割とされてきた。このシステムを変えないまま、多数の留学生を受入れても、各国がそれぞれバック・グラウンドが異なる中で、真にその国に貢献しうる人材を養成することが果して可能かどうか。この点は受入れ側と派遣側で、一つずつ忍耐強く話し合うことが肝要だと思う。日本の大学は、従来どおりのシステムの中であって、数年来留学生の教育について精力的に努力を重ねている最中で、是非貴国においてもどうやってドアを開けたらよいかについて協力願いたいと思う。

- 現在、西ドイツの大学との間に共同研究プログラムがある。これは両国の研究者があるテーマについて共同研究を行い、研究の終了段階で論文（両者の論文内容は異なる）を作成し、それぞれの国の学位を取得（論文審査には相手国の教官も加わる）するという形のプログラムである。このようなインフォーマルなプログラムを提案したいと思うがどうであろうか。
- ◎ 今のようなケースなら日本でも実施可能であろうし、実際私の大学でも類似したことを行っている。現在はそのフィールドが限定されているが、それを拡大すれば希望にそえるであろう。ただし、その場合財政的措置をどこでしてくれるかが一番の問題である。
- ◎ 先程来の交流の話に関連するが、話のうちでJSPS予算を使用できるものもある。毎年、JSPSは貴国教育文化省高等教育総局及び科学院と3月頃相談のうえ、事業を決めている。貴国における窓口はその2つであるので、そこを相談願いたい。
- 現在、我が国から約270名の留学生と、約750名の技術訓練生、研修生が来日している。その専攻分野は、工、農林、医、薬、歯、バイオ関係が多く、経、法、教を学ぶ者は少ない。

我が国政府は留学生派遣に特に力を注いでおり、米・西独・仏と同様に日本への派遣についても重要視している。しかし、国別に留学生受入数を見ると、米国31万人強、仏国12万人弱、西独6万人弱、日本は1万2千名である。ところが日本は逆に外国へは1万7千名の留学生を派遣している。現在の日本の政治的・経済的な重要性から考えても、将来的には日本の留学生派遣数を上廻る数の留学生受入れを図るべきではなからうか。その意味で日本の「留学生10万人計画」には勇気づけられている。

最後に日本政府の留学生政策に関してだが、現在我が国からの留学生の半数は文部省の奨学金制度により、また約20名は日立財団等諸機関の奨学金制度により、残りは本人の自由意思により私費留学により留学している。政府としては自国負担でもっと多くの留学生を貴国へ派遣したいと考えているが、文部省は受入れ数を制限しているようにも見受けられる。確かに、学生の学問水準、専門への配分等慎重を要する問題もあろうが、中曽根首相の計画に従い文部省がより多くの留学生受入れを措置されるよう希望する。なお、我が国の若者は西欧等に比べ日

本への留学を喜ばない雰囲気が存在する。

- ◎ ただ今のお話で、文部省が数の制限をしているとの指摘があったが、文部省のチャンネルを通して留学する者は年30～40名しか出来ないということであって、文部省のチャンネルを通さず直接大学にアプローチしてもよいわけで、それを全て文部省が閉ざしているわけではない。
- ◎ 国際交流基金の事業について説明したい。当基金は文化交流を通じて相互理解を図ることを目的としているが、いま一番力を入れているのは日本の社会・文化および日本人を外国人に正しく理解してもらうことにある。そのために、日本語教育を目的として外国に教官を派遣し、その普及に努める等、の事業を行っている。私共は、国際交流の経験から、日本語教育が非常に大切であると感じている。当基金では、人文社会科学系に限って言う年間約100名程度招致している。また日本語が出来なくても、大学等の協力の下、日本の政治経済等々の研究が保障される場合は招致している。しかし、日本の教官の協力があっても、実際日本語が出来ないと、人文社会科学の研究においては仲々高い成果が挙げられないようである。その意味で、パジャジャラン大学では日本語センターが設置され、日本語教育が進んでいるとのことであるので、大変うれしく思っている。日本への留学を希望する者が必ずしも多くないというのはその辺の事情もあるのではなからうか。今後、それらの点が一層改善され、両国間の交流が盛んになることに役立てば幸いである。
- ◎ 先程のお話では、貴国の若者は西欧等に魅力を感じ日本へは余り留学したがるまいとのことだが、科学技術は国の産業基盤を支える重要な柱であり、かつ日本の同分野の水準は西欧に優るとも劣らないと自負しているところであるので、今後より一層優秀な学生を派遣されることを希望する。
- ◎ 日本の私立大学の外国人留学生受入れについてだが、先程来話のあった言葉の問題と同時に、経済の問題がある。私立大学は授業料等の収入を経営基盤の大きな柱としている。従って、各大学が好意をもって、授業料免除とか生活費援助を行うとしても、それは極めて少数だと考える。留学生受入れに際しては、その費用を派遣国負担とするか、あるいは日本政府が特別な補助を講ずる等の措置がないと、多数の受入れは困難と考える。

また留学の専攻分野としては、医学、工学、農学、芸術関係等の技術を伴う学科は、履修しやすいが、社会科学は思想とか社会風俗等々種々の問題が介在し、果たして学生達の勉強の対象になりうるかどうか疑問に思うこともある。それと一つお伺いしたいのは、今までの日本への留学生は帰国後、社会的に、学問的にどのような評価をされているのか、また他国への留学生との差はあるのか、という点である。
- 貴国には1960年からの戦争賠償留学生に始まり、多数の学生が留学して来ているが、現在、その人達はかなり高い地位（1人は大臣、1人は情報局総裁）に就いている。また留学生は、日本、西欧等を問わず、良い評価を得ている。なお、私共が日本への留学に関し特に評価しているのは、教官とのコンタクトが帰国後も永く維持されているということである。
- イリアンジャヤ大学で日本語教育の実施を計画中だが、日本語教師の派遣をお願いできないか。
- ◎ 国際交流基金のジャカルタ事務所ないし近くの領事館に相談のうえ、申請手続を取れば可能性はある。但し、非常に経費を要するプログラムなので、既にコースが設置されているとか、学生が相当数いるとか、種々条件が設定され整備されていないと採用の確率は低い。
- ◎ 私は公立大学協会を代表して本日出席しているが、交流に関しては、国対国の他に、都市対都市の学術交流もあり、我々は現在も若干の交流を実施しているし、また歓迎もしている。

- ◎ 日本国際教育協会は主として外国人留学生の福利厚生あるいは日本留学に際しての情報等の援助を行っている。先程、貴国留学生は余り日本派遣を希望しないとの話があったが、私共がいろいろ学生の世話をしている特に強調したいのは、ここ数年、以前にまして貴国から優秀な学生が来日するようになったということである。
- ◎ 貴国の若者が西欧への留学を希望し日本には余り来たがらない理由は何か。我々に直せるところと、直せないところがあると思うが、参考にお聞かせねがいたい。
- 私の印象としては、第一に、若者は西欧で学ぶ方が Prestige があると考えていること、第二に、西欧の方が学問が進歩していると考えていること（これは誤解であってそのような考えは消えつつある）、第三に、言葉のマスターの問題から西欧の方が学びやすいと考えていること（中学1年より英語教育を始めている）、等にあると思う。

以上のような意見交換が行われたのち、森会長より次のような挨拶が述べられた。

本日は種々率直なご討議をいただき誠に有意義であった。個人的印象として強く心に残ったのは“スローガンより訴えよう”ということである。国立大学に所属する者の一人として、日本政府が提唱している“留学生10万人達成”というスローガンは大変良いことと思うが、その10万人の留学生が全て日本留学を感謝して帰国することが出来るに足る充分な実体、つまり充分な予算が組まれることを強く希望する次第である。

以上をもって懇談会を終了した。

なおこの学長招致に関しまして、多大の御尽力を頂きました当時の第5常置委員長、鈴木幸壽東京外国語大学長に厚く御礼申し上げます。

# 事業報告

## 諸会議議事要録

### 理事会

日時 昭和61年3月17日(月) 13:00~17:00  
場所 国立大学協会会議室  
出席者 森会長  
種瀬副会長  
東野、前川、井出、田中(郁)、本陣、飯島、西島、  
新野、高木、沖原、関田、田中(健)、松山各理事  
九井(第2)、原田(第3)、黒木(第4)各常置  
委員会委員長  
福田、野村各監事  
坂上(教員養成)、加藤(教養課程)、大藤(大学  
院問題)各特別委員会委員長  
(大学入試センター) 堯天所長、加藤管理部長

森会長主宰のもとに開会。

初めに会長から次のように挨拶があった。

本日は、沢田副会長のご退任に伴う後任副会長の選出のほか、本協会の子算関係事項の審議並びに入試改善に関する受験機会の複数化等についてご審議をお願いしたい。

初めに、前回理事会以降学長の交代により新たに就任された理事をご紹介します。

(前任) (新任)

弘前大学 牧野吉五郎→東野 修治

群馬大学 小野 周一→前川 正

新潟大学 茂野 録良→津田 禾粒

京都大学 沢田 敏男→西島 安則

また、鈴木東京外国語大学長の学長退任に伴い第5常置委員会委員長は田中栄電気通信大学長が就任され、理事会の構成員となられたのでご紹介する。

なお、天野慶之東京水産大学長の退任に伴う交代により、後任の野村稔学長が監事に就任さ

れたのでご紹介する。

次に、本日は本年度最後の理事会でもあるので、各特別委員会委員長にもご出席願ったが、交代された新委員長をご紹介します。

(前任) (新任)

教養課程に関する特別委員会 須甲 鉄也 (埼玉大学長) 加藤 一夫 (静岡大学長)

教員養成制度特別委員会 井澤 道 (三重大学長) 坂上 英 (愛媛大学長)

入試改善特別委員会 沢田 敏男 (京都大学長) 田中 健蔵 (九州大学長)

なお、田中九州大学長の入試改善特別委員会委員長就任に伴い、同特別委員会の副委員長には井出千葉大学長が就任されたので、併せてご紹介する。

また、入試関係事項について説明のため、堯天大学入試センター所長が後刻出席されるので、ご了承いただきたい。

本日は本年度最後の理事会でもあるので、会議終了後ご懇談の機会を設けたいと存じ、その

旨ご案内を差し上げたが、その席には沢田前副会長にも特にご来駕をお願いした。この理事会を最後に退任される浜松医科大学長の吉利理事と筑波大学長の福田監事とともにご送別申し上げたいと考えているので、ご了承をお願いする。

## I 会務報告

会長より、会務報告については配付の「理事会会務報告」（資料4）にその概要が記されているので、ここでは簡単にその要点のみをご報告したいと述べられ、以下の事項の要点について報告があった。（「理事会会務報告」の内容は下記のとおり）

### (1) 茂野新潟大学長の逝去について

茂野新潟大学長には、昨年11月24日病気のため急逝された。その大学葬が12月19日に執り行われたので、辰野上越教育大学長に国大協会長の弔辞を代読していただいた。ここに謹んで哀悼の意を表し、ご冥福をお祈りする次第である。

### (2) 要望書の提出について

昨年11月の総会において議決された「国立大学の授業料の改定について（要望）」については、去る2月6日事務局長が文部省および大蔵省を訪れ、両省の大臣宛の要望書を提出、関係官に配慮方を要請した。

### (3) 文部大臣との懇談について

海部文部大臣の就任に当り、文部当局より、本協会関係者と懇談したい旨の申し越しがあったので、去る1月23日会長、副会長および理事会メンバー数名が文部大臣と懇談し、種々意見交換を行った。

### (4) 臨時教育審議会第四部会における意見発表について

このことについて岡本臨時教育審議会会長よ

り当協会に対し依頼があったので、昨年10月28日開催の理事会のご了承を得て田中九州大学長、石田東北大学長、および新野神戸大学長の3人の方にお願ひし、昨年12月2日、第四部会（高等教育の改革担当）の会合にご出席いただいた。

### (5) 共通第1次学力試験の実施について

8回目を迎えた国立大学共通第1次学力試験が去る1月25、26の両日実施され、無事終了した。この実施状況については、後刻大学入試センター所長よりご報告があると思う。

(6) インドネシア国大学学長の招致について  
昭和60年度の「外国学長招致事業」として予定計画を進めていたインドネシア国大学長の招致については、その後文部省との協議を重ね、その受入れの具体的計画を決定した。これに基づき、インドネシア国大学学長3人（ほかに学長夫人1人）が昨年11月21日に来日され、所定のスケジュールに従って諸大学（東京大学、京都大学、慶応大学）および文部省、学術振興会等を訪問し、11月29日無事帰国された。なお、帰国前日には国大協主催の懇談会および懇親会を開催した。

(7) ドイツ連邦共和国との学長交流について  
ドイツ学術交流会（DAAD）からの申し入れを受け、文部省の配慮もあり実現をみた日独学長交流は、60年度はわが方から北海道大学、千葉大学、横浜国立大学、大阪大学の4人の学長が昨年10月21日より同月27日まで西ドイツを訪問し、61年度は先方からのわが国訪問が予定されている。

### (8) 特別会計制度協議会について

去る1月28日特別会計制度協議会を開催し、文部省から昭和61年度予算案の概要についての説明をきき、隔意のない意見交換を行った。

### (9) 日教組との会見について

日教組大学部からの申し入れにより、昨年11月6日黒木第4常置委員会委員長が大学部小山副部長ほか4名と会見、また、本年1月31日同委員長および喜多、野村各第4常置委員会委員が同副部長ほか3名と会見し、主として教室系技術職員の専門行政職俸給表適用の問題について意見交換を行った。

### (10) 国大協宛要望書について

前回理事会に報告した以後に当協会宛提出された要望書は「資料5」のとおりであり、関係委員会に回付したのでご報告する。

## II 協 議

### 1. 副会長の選出について

去る12月15日をもって退任された沢田副会長（京都大学長）の後任の選出について、会長から次のように諮られた。

副会長の選出は理事の互選によることとなるが、従来の慣例によれば、2名の副会長のうち1名は旧帝大から、1名はその他の大学から選出するという事になっている。今回は沢田副会長の後任ということであるので旧帝大の中から選出することになるが、それでよろしいか。また、互選の方法としては「投票」あるいは「協議」等が考えられるが、従来は投票方式による場合が多かったようであるので、それに従ってよろしいか。

これについて協議の結果、従来の慣例に倣うこととし、旧帝大の理事校の中から投票による選挙が行われ、その結果田中理事（九州大学長）が得票多数をもって副会長に選任された。

### 2. 国立大学協会会費の基準の一部改定（案）について

これについて会長から次のように諮られた。

最近、入試改革問題を始め国立大学のあり方に関わる諸問題等が続出し、これらの問題の検討のため各委員会の開催も頻繁となり、これに要する経費が急激に増加する一方、その他の事務的運営経費も諸物価の影響等により支出の増大を来たして、本協会の財政も著しく窮屈な状況にあるので、この際「資料6」のとおり国立大学協会会費基準の一部を改正し、昭和60年度より施行したいと考えるがいかがであらうか。

この提案について協議の結果、異議なく原案どおり承認された。

### 3. 昭和60年度国立大学協会歳入・歳出追加予算（案）について

会長より、昭和60年度国立大学協会予算案について「資料7」のとおり追加予算を計上する必要があるのでご審議願いたいと述べられ、ついで事務局より同資料を基に説明があり、原案どおり承認された。

### 4. 昭和61年度国立大学協会会費について

会長より、昭和61年度の会費を決定したいので「資料8」についてお諮りしたいと述べられ、ついで事務局より同資料を基に説明があり、原案どおり承認された。

### 5. 昭和61年度国立大学協会歳入・歳出予算（案）について

会長より、昭和61年度国立大学協会歳入・歳出予算（案）について「資料9」によりお諮りしたいと述べられ、ついで事務局より同資料について説明があり、原案どおり承認された。

以上をもって、会費および予算関係の協議を終り、これらの案件を次期総会に付議することとした。

## 6. 特別委員会委員の交代について

会長より、特別委員会委員の交代について「資料10」のように取り計らってよろしいかお諮りすると述べられ、異議なく承認された。

## 7. 各委員会委員長報告と協議

初めに会長より、これより各委員会委員長報告と協議に入るが、入試関係事項は別個に協議することにしてしている関係で、第2常置委員会と入試改善特別委員会の報告は最後に回すことにしたい、と述べられ、ついで各委員長から次のとおりそれぞれ報告があり、協議が行われた。

### (1) 第1常置委員会（石田委員長）

石田委員長欠席のため新野理事（第1常置委員会委員）より次のように報告があった。

本委員会は毎月1回の予定で委員会を開催し、「国立大学のあり方」の問題について検討を重ねている。現在は、昨年11月に各大学長宛に行った「国立大学のあり方に関するアンケート」の結果について、各委員がそれぞれのテーマ毎に分担して整理を進めている。

今回のアンケートの実施に当たり、各大学長に大変なご協力をいただいたことについてこの機会に厚くお礼申し上げる。

### (2) 第3常置委員会（原田委員長）

本委員会はこれまで「保健管理センターのあり方および問題点」ということについて検討を重ねて来たが、最近になって、緊急な問題とし

て「就職協定」の問題——有名無実化した就職協定をどうするかという問題——が出てきた。これについて各大学団体及び就職問題懇談会（各大学・短大・高専団体で組織）で検討を進めているが、企業側の対応との関係もあり、目下なお流動的である。なお、現在の大学側のこれに対処する姿勢としては、以下に示す文部省案を支持し実行したい考えである。

（就職協定に関する文部省案）

（四年制大学）

企業と学生の接触開始	8月20日 (現行10月1日)
選考開始	11月1日 (現行どおり)

なお、短期大学と高等専門学校については、従来どおりの日程で実施する。

現在、このような案をもって中央雇用対策協議会（各経済団体・業種別団体で組織）の方と折衝を重ねている段階である。

### (3) 第4常置委員会（黒木委員長）

#### ①研究技術専門官制度の新設について

本委員会では当面の問題として「大学の技術系職員の待遇改善問題（研究技術専門官制度の新設）」を取り上げ検討を進めている。この問題については、これまでに関係方面に要望書を2回提出しており、長い間の懸案事項となっているものである。これに関し人事院は過般（昨年8月）、各省庁の技術系職員の処遇に関し「専門行政職俸給表」の新設を勧告し、4省13職種 of 技術系の職員についてこれを適用する措置を取ったが、文部省関係の職員はこれに組み込まれなかった。

文部省はこのほど省内に「技術職員待遇検討会」を設けて検討を進め、先頃「中間的試案」

を作成した。

この文部省の中間的試案については、昨秋の国大協総会でも一応報告し、その後各大学長宛この中間的試案に対するご意見を伺った。本委員会では各大学からのご意見を集約し、これを「中間的試案に対する本委員会の意見」として2月18日に文部省へ提出した。このことは既に各大学長宛にご通知申し上げたとおりである。

その後、文部省ではこの意見を受けて再度検討した結果、本日配付した資料「大学・高専の教育研究にかかわる技術職員への専門行政職俸給表の適用問題について（文部省技術職員待遇改善検討会における検討状況のまとめの骨子）」をまとめ、これを各大学長宛送付したということである。

この案にもあるように、教室系技術職員を今後大学技術官（専門行政職）と実験実習官〔行政職(-)〕の二本建にすることは止むを得ないと思うが、ただ問題点は両者の処遇体系が異なっていて、大学技術官の俸給表の方は高い級まであるが、実験実習官の方は低い級に留まっている。これでは研究体制の拡充とか研究活動の活性化のためのいわゆる“活き甲斐のある職種”としての実験実習官のあり方に問題があるのではないかと考えられる。

#### ②教授指定職俸給表の適用の問題について

国立大学教授の指定職定数の総枠は現在598名となっている。そしてこの内訳は、350名が大規模大学の部局長に割当てられ、残りの248名が停年1年前の教授に当てられている。ところが、近年停年1年前の教授の指定職該当者の数が非常に増加しつつあって、この248名の枠では到底賅い切れないという状況になってきているので、この問題についても検討しなければ

ならないのではなかろうかと考えている。

#### (4) 第5常置委員会（田中(栄)委員長）

田中委員長欠席のため、石塚事務局長から、委員長がまとめた報告要旨に基づき、次のように報告があった。

##### ①昭和60年度の外国学長招致について

本年度はインドネシア国より3名の学長が来日され、昨年11月21日より29日まで9日間滞在、その間文部省の訪問を始め東京大学、京都大学、慶応大学等の見学を行った。

##### ②委員長の交代について

鈴木幸寿委員長の退任に伴う新委員長の互選を行い、田中栄委員（電気通信大学長）が選出された。

##### ③ドイツ連邦共和国学長団の訪日について

ドイツ連邦共和国との学長交流計画に基づき本年行われる西ドイツの学長団の訪日については、恒例の国大協の「外国学長招致事業」とは別枠として対応を考えることとした。

##### ④昭和61年度の外国学長招致計画について

これについて、いずれの国から学長を招致するかについて委員会に諮った結果、委員長に一任ということになったので、次回の委員会において決定したいと考えている。

##### ⑤その他

国際交流関係、留学生関係予算の概要について、2月17日に開催された本委員会において文部省関係官より説明をきき、意見交換を行った。

なおその際、臨教審より出されたレポート「審議経過の概要（その3）」の中の「高等教育の国際化」の項の内容についても意見交換を行った。



(5) 第6常置委員会（有江委員長）

有江委員長欠席のため、石塚事務局長から、委員長より連絡のあった報告事項に基づき次のように報告があった。

本委員会の懸案事項となっていた「国立大学の特別会計について」及び「国立大学の授業料について」の二つの問題については、一応検討も終り、それぞれ所要の対応をしたので、今後は留学生の大量受入れに伴う裏付等の問題について協議することを考えている。

(6) 図書館特別委員会（松山委員長）

昨秋の総会以後は委員会を開いていないが、かねてからその早期実現の促進を図ってきた「学術情報センター」の設置が昨年の文部省の省議で取り上げられ、明年度予算の政府原案にこれが採択される見通しとなったとのことなので、その後の推移を見守っていたところ、漸く実質の予算も決り、これからは急速人事の詰めを行って新たなプランの練り直しが行われるということである。そのような状況となったので、来る6月総会の1か月前ぐらいに委員会を開いて、今後の新たなプランについて文部省の説明を伺うことにしたいと考えている。

なお、この学術情報センターの設置が大多数の大学に対して、どのようなインパクトがあるか、また、学長方のご協力を得てこれにどのように対処すればよいか等の問題があるが、それらのことに関してはその時点で考えたいと思っている。

(7) 医学教育に関する特別委員会

（吉利委員長）

吉利委員長欠席のため、井出理事（同特別委員会委員）より次のように報告があった。

①委員長の交代について

吉利委員長には、この3月末をもって退官されるため、次期委員長の選出を行うことになり、私（井出委員）が選任された。

② かねてから検討課題となっていた「医学部学生定員の削減の問題」および「大学におけるプライマリーケアの問題」について協議した。今後も引続きこのような問題について検討を進めながら医学教育に関する問題点を見直していくことにしたいと考えている。

(8) 教養課程に関する特別委員会（加藤委員長）

①学部卒業生を対象として行った「教養課程に関するアンケート」の調査報告書について

学部卒業生を対象とする「大学教養課程教育の内容と改善に関するアンケート」を実施したのは昭和58年11月であったが、その調査報告書をまとめるに当たっていろいろと意見が出されたため、これの公表までに2年余を費やすことになった。今般その報告書が漸くまとまり上梓の運びとなったので、これをご活用いただくと共に本委員会にまた何かとご教示いただければ幸いと思う。

なお、大学における一般教育の問題は、第1常置委員会とも関係が深いので、今後同委員会とも緊密な連携をとりながら考えていきたいと思っている。

なお、この報告書の概要の紹介が、「臨教審だより」の4月号に掲載されることになると聞いている。

②今後の審議事項について

今回の調査報告書を公表したのち、本委員会の審議すべき事項として、教養課程の教育体系を基盤とした教育組織を制度的に検討すべきであろうということが提起されている。これにつ

いて前回（2月17日）の委員会では、今回の調査報告書の内容を検討しつつ、一般教育の内容、方法等を検討しなければならないのではないかとの意見もあって、今後は各委員がこの報告書を熟読しながら一般教育の内容、方法、組織等全般に亘って新たに検討していきたいと考えている。

#### (9) 教員養成制度特別委員会（坂上委員長）

昨秋の総会以後、小委員会を12月2日と本年の1月28日の2回開催し、教員の養成、採用、研修等の課題を中心に検討を行った。まだ結論に至ったわけではないが、さらに検討を重ねたうえ、その結果を取りまとめることにしたいと考えている。

本委員会は1月28日に開催し、主として先般臨教審より出された「審議経過の概要(その3)」の中の「教員の資質向上のための具体的方策」の章を中心に個々の内容について検討を行った。

なお、去る2月3日には臨教審の第4部会の懇談会があり、これは当時の井沢委員長が出席し、これまで委員会で検討してきたことを基に意見陳述を行った。

#### (10) 大学院問題特別委員会（大藤委員長）

昨秋の総会に「国立大学大学院の現状と今後のあり方（中間まとめ）および「旧設大学院の改善について」の報告書を提出したが、その後、前者の新設大学院のまとめの中で一部の手直しおよび追加事項が出てきているので、これを修正しなければならないと考えている。

更に、昭和60年度までに設置された三つの形態（連合大学院、総合大学院、改組積上げ式大学院）の新設大学院のその後に派生してきた諸問題について現在調整中であり、4月中には委

員会を開催してこの問題を審議する予定である。

以上で入試関係担当の委員会の報告を除き各委員会の報告が終了したので、次の議題（入試問題）に入る前に臨教審の審議状況につき、飯島理事（臨教審第四部会長）より説明を伺うことにした。

#### (11) 臨教審の審議状況について

これについて飯島理事より概ね次のような報告があった。

先般臨教審では「審議経過の概要（その3）」を公表し、これに引続いて現在第2次答申の取りまとめを進めている。現在の子定では、3月一杯に答申の内容を起草して、4月の上旬に臨教審総会で集中的に審議を行い、その上で同月20日前後に「第2次答申」として公表する運びとしている。

高等教育の改革を審議している第4部会の第2次答申に盛られる内容は、基本的には「審議経過の概要（その3）」に記載されていることを整理して答申に盛るといふかたちになると思う。その審議の内容は次の諸項に亘っている。

##### ①教員養成の問題について

##### ②学術研究の積極的振興について

- (i) 大学における学術研究としての基礎的研究の推進の問題
- (ii) 大学の研究センター、研究施設、附置研究所等の活性化の問題
- (iii) 学術研究者としての後継者養成という点からの大学院の重要性の問題
- (iv) 研究支援体制の問題
- (v) 学術情報システムの促進について
- (vi) 科学研究費の拡充の問題
- (vii) 産官等との連繋の問題

### ⑧国際交流の問題について

その他学術振興会、国際交流基金等における学術国際協力の問題を整理する。

大体以上であるが、臨教審全体として文教関係の財政の問題に触れるのは第2次答申以降になると考えられる。第4部会でも外部の専門家に依頼して各国の高等教育の財政について基本調査をしており、これが4月中にまとまる予定であるので、これをベースに第3次答申に向けて、大学の財政の問題、大学設置形態の問題、大学の管理運営の問題等について取り組まなければならないと考えている。

なお、入試の問題については、これは基本的には大学の自主的な問題であって、各大学がいろいろと考えられていることであるから、このような段階で臨教審が意見を述べるのは適切でないというのが現在の考え方である。

以上の説明に関して質疑や意見の交換があった。

## 8. 入試問題について

初めに入試問題担当の第2常置委員会と入試改善特別委員会の両委員長より次のような報告があった。

### (1) 第2常置委員会（丸井委員長）

本委員会は入試に関する具体的な問題を取り上げながら検討している委員会であるが、昨秋の総会以後12月12日と本年2月20日の2回委員会を開催し、次の事項について審議した。

#### ①共通第1次学力試験の試験監督要員の問題について

共通第1次学力試験の監督要員に関して一部の大学から、要員不足のため自校の大学院生を試験監督要員に加えることができないかとの要

望があったので、この問題について協議した。

その結果、差し当り昭和61年度については、当該試験実施基幹大学長の判断に基づいて試験会場の警備用務に限定して認めることとした。

その後最近になって、大学院生を監督補助者として採用することについて問題提起があり、これについては現在入試センターの中の実施方法専門委員会に依頼して検討中であるが、その結論が3月中には出るようであるので、4月中に委員会を開催して最終結論を得るようにしたいと考えている。

#### ②昭和62年度共通第1次学力試験の成績提供について

各大学宛に行われる共通第1次学力試験の成績データの提供業務については、昭和62年度より各大学・部部における共通第1次学力試験実施教科・科目数が多様化されることになるため、この提供業務の取扱いということが問題となる。これについて通般入試センターの考え方を伺った上で協議した結果、その取扱いの原則の確認が得られたので、この旨を関係の各大学長宛に連絡し各大学の意向を問い合わせたところ、国立大学6大学、公立大学3大学から回答があったので、この旨を入試センターに報告し、入試センターと当該大学との間で具体的な詰めをしていただいている。

#### ③推薦入学の問題について

最近、推薦入学合格者が他の大学を受験合格したことにより推薦入学を辞退するというような、推薦入学制度の本旨に反する事例がふえる傾向がみられるので、その実情を調査のうえ夏頃を目途に「推薦入学のあり方」の問題について意見を取りまとめたいたいと思っている。

以上のほか、弱視等の身体障害者の共通第1次学力試験実施時間の取扱いの問題について、

入試センターで検討してもらったうえ本委員会で結論を出したいと思っている。また、色覚異常者の大学入学に関する問題については、本委員会としてはその制限を緩和する方向で対処するよう、各大学にお願いしたいと考えている。

## (2) 入試改善特別委員会（田中(健)委員長）

入試改善の当面の課題となっている「受験機会の複数化」の問題については、昨秋の国大協総会において「特別なことのない限り、国立大学は昭和62年度より受験機会の複数化を実施する」ということが了承されたので、それを受けて本委員会はその後これの実現に向けて検討を進めてきた。

そして、その実施案を取りまとめるため、先ず第1回のアンケートを昨年12月4日付で各大学に対して行い（2月10日締切）、その回答を基に本委員会の考え方をまとめようということで、各委員が分担して、それぞれの質問項目についての整理集約を行った。

その結果、この受験機会の複数化の具体案をまとめるには、取り敢えず委員会としての「実施原案」と「実施日程案」を作成して、これを各大学に照会して意見を伺う必要があるということになり、現在2回目のアンケートを実施中である。

なお、この「実施原案」については、本委員会としてこれ以上の案を作成するのは困難であると思料されるので、できればこの案にご協力をお願いしたいと望んでいる次第である。

以上の説明に関して、概ね次のような意見の交換があった。

○ 受験機会の複数化の実施について最も心配される点は、以前の一期校・二期校の場合のような弊害を繰り返してはならないというこ

とであろうと思う。従って、今回の複数化の実施に当っては慎重に検討のうえ実施されるよう要望する。

○ 大学入試方法の改善は望むけれども、各大学の自主性を損わないようにすることが大切である。

○ この「実施案」は、取り敢えず昭和62年度限りの実施案と考えてよいのか。

○ そのとおりである。63年度以降については、62年度の実施結果によりいろいろと問題も出てくるところもあろうから、さらに検討しながら進めなければならないと考えている。

○ 各大学のグループ分けの問題については、各地区でそれぞれ進行状態の違いはあるが作業は進んでいるようである。しかし、最終的な結論は、周囲の状況がわからなければ決まらぬことである。

中部地区内では、ほぼグループ分けが固まりつつあるが、これも周囲がどうなるかということによって影響があり、例えば近畿地区はどうなるのか、関東甲信越地区はどうなるのかということは気になることである。

このようなことから、全体の傾向がわからないとなかなか最終的な結論が決まらないわけであるから、ある時期に国大協レベルで情報交換をする場を設ける必要があるのではないかと思う。

そこで、来る5月の臨時総会でこれらの最終実施案を決めるということであれば、少なくとも4月末までに全体の情報交換が行われていなければならないと思われるので、本日の理事会で大体のスケジュールを決めておいてはいかがであろうか。

○ 本委員会においてもそのような議論は一応

あったのであるが、この各地区のグループ分けに関する情報交換については、委員会の立場からではなく会長から理事会にご提案願って審議していただくのが適当ではないかと考える。

なお、このグループ分けの具体化の作業の進め方について本委員会で検討したところをご参考までに申し上げますと、4月上旬までに各地区でグループ分けについてご検討いただき、4月中旬頃にそれを全体的に調整するような会議を開いてもらい、その話し合いの情報をもう一度各地区へ持ち帰っていただいて、4月末にはそれぞれの地区でのグループ分けの最終案と思われるものを決めていただくというものである。そうしないと5月の臨時総会での審議には間に合わないのではないかと思う。

- 中部地区では、旧7帝大がどのような割り振りになるのかの情報待ちといった状況である。

おおむね以上のような意見の交換があったのち、会長から次のように述べられた。

各大学のグループ分けについては、4月上旬頃までに各地区で何らかのかたちで会議を開いていただくことにし、それまでに旧7帝大においてもできるだけ努力をして、ある程度の方角づけをしてできる範囲の情報を流すことにしたい。そうして、各地区では一応の結論めいたものを4月中旬頃に東京へ持ち寄り、全体の会議を開いて大体の方向を決め、その決めたものをもう一度各地区に持ち帰ったうえ最終案を決めていただき、その結果を文書でもよいから会長までお知らせいただければよいと考えている。そうして、それをもって5月の臨時総会に

提案することといたしたい。

以上をもって本議題についての審議を終わり、関連して入試センターより次の事項について報告があった。

### (3) 昭和61年度共通第1次学力試験実施結果の概要について

これについて、大学入試センター堯天所長より配付資料を基に詳細な説明があった。

## 9. 臨時総会の開催について

これについて、会長より次のように提案があった。

現在の情勢から見ると、受験機会の複数化の問題については、臨時の総会を開いて最終的な決定を行うのが適当ではないかと思う。その場合、総会の前日に理事会を開いて臨時総会に提出する「実施案」について審議することとしたいがいかがであろうか。

この提案について協議の結果、これを了承した。

なお、臨時総会および理事会の日時および場所については、次のとおりとした。

#### (理事会)

日 時 昭和61年5月6日(火)

13:00~17:00

場 所 国立大学協会会議室

#### (臨時総会)

日 時 昭和61年5月7日(水)

10:00~17:00

場 所 学士会館(神田)210号

## 10. 定例総会について

これについて、会長より次のように提案があった。

定例総会の開催日については、前回の総会の際6月17日・18日の2日間ということでご承認を得ているわけであるが、今回は臨時総会を5月に開催する関係もあり、定例総会は6月18日の日でも差支えないと思われるがいかがでしょうか。

これについて特に異議もなくこの提案を了承した。

最後に、石塚事務局長より、臨時総会および

その前日に開催される理事会の出張旅費に関連して、次のような要望があり、了承された。

今回の理事会および臨時総会の各学長の旅費については、年度初めということもあり国大協予算の余裕もないので、恐縮ながら今回に限って各大学の負担ということをお願いしたい。

以上をもって本日の会議を終了した。

---

## 第1常置委員会

日時 昭和61年1月28日(火) 10:00~13:30

場所 学士会分館3号室

出席者 石田委員長

藤井, 黒田, 小菅, 関, 藤巻, 北條, 八木, 新野,

近藤, 熊谷, 檜, 添田, 安永, 中村, 遠藤(尚)

各委員

遠藤(丞), 横山各専門委員

石田委員長主宰のもとに開会。

〔議事〕

### 1. 国立大学のあり方に関する学長宛アンケートについて

これについてアンケートの集計、整理に当たられた中村、遠藤(尚)両委員より次のような報告があった。

前回(12.18)の委員会後に届いた大学の回答についてのまとめを本日の資料として配付したのでご検討いただきたい。これで、本日の分を併せて回答のあった大学は88大学であり、そのうち1大学だけは回答保留ということである。この回答の内容については、前回までに報告したものと今回の分とではあまり大きな違いはない。

以上のような報告があったのち、本日の議事に入った。

### 2. 国立大学のあり方について

(1) 今後における国立大学のあり方について  
前回の取り決めにに基づき、次のテーマに関して意見の取りまとめを担当した石田委員長ならびに新野委員から、その原案の報告と説明があった。

① 国立大学の果たしてきた役割……石田委員長

② 今後における国立大学のあり方……石田委員長

③ " ……新野委員

以上の説明に関して次のような意見の交換があった。

○ 先般、私立大学長数人の意見を伺う機会があったので、私から国立大学の管理体制の問題とか、その他いろいろ反省しなければなら

ない問題等、現在われわれが当面している困難な問題について、何か良い解決策はないものかを問うてみたところ、私立大学においても国立大学と同様であって、そのような難点を解決する良い方法は仲々見出せないでいるということであった。

私立大学も教授会が中心になって大学の運営がなされているので、いろいろな点でどうしても硬直的な運営になり、そのうえ理事会との関係もあって非常に複雑な問題が生ずることが多いということのようである。

大学の設置形態に関して、国立大学の法人化という議論が処々で出ているようであるが、これについて私立大学長方の意見を伺ったところ、国立大学を法人化すれば運営がうまくいくであろうという考え方は、そう簡単にいくものではないという意見であった。

以上のような問題について、国立大学の側から意見を言うのがよいのか、あるいは私立大学の方から言うのがよいのか、その辺のことはもう少し検討してからということにしてはどうであろうか。

- その点については、あまり私立大学側を刺激するような表現は避けて、例えば国立大学ではこのようなことはできるということを明瞭にして、私立大学ではこのような点はどうかと柔らかく問いかける程度にしておけばよいのではなかろうか。

(2) 国外の教育体制からみた日本の国立大学のあり方について

このテーマの取りまとめを担当した近藤委員より、その原案（配付資料）の報告と説明があり、これについて若干意見が交わされた。

(3) 学問の後継者養成からみた国立大学の意義とあり方について

このテーマの取りまとめを担当した黒田委員より、原案の報告と説明があり、これに関し次のような意見があった。

- 各大学からのアンケートの回答をみたところでは、大学院の整備を図って大学院を中心とした大学を創るべきであるという意見がかなりあった。

それから、同一ブロック内の大学間での教官の人事交流を進めるべきではないかというような意見もあった。

ついで、同テーマを担当している花輪委員（本日欠席）より寄せられた意見が黒田委員より紹介された。

これについて、次のような意見があった。

- アンケートの回答に示された各大学長の意見については、それが少数意見であっても、報告書のどこかの箇所ですれすれでも触れておいた方がよいのではなかろうか。
- このテーマについての回答に見られるいずれの意見も、後継者の養成については大学院教育に俟つべきであるとの考え方であるが、ただその中身についてはいろいろな考え方があろうか。

それから、自己評価のための組織を何らかの形で行いたいという意見もかなりあった。

(4) 行財政硬直化の実例からみた国立大学のあり方について

このテーマの取りまとめを担当した福田委員（本日欠席）より提出された原案が委員長より紹介された。

(5) 一般教育のあり方について

このテーマの取りまとめを担当した石田委員長および新野委員から、その原案の報告と説明があり、これに関し次のような意見の交換があった。

- 一般教育のあり方については、これを縮小あるいは廃止することを適当とする主張と、これとは逆に一般教育の拡充・強化を適当とするという互に相対立する主張がアンケートの中に明らかにしているようである。
  - 一般教育のあり方についての具体的方法論ということになると、一般教育と専門基礎教育を教養部で行うという楔型の方式が出てきている。
  - 今度のアンケートの結果では、教養課程教育を独立の学部として行うという意見はそれほど明確には出ていない。
  - 教養部の教官に関し、格差の問題や意欲の問題を取り上げている意見はかなりあった。
3. 国立大学のあり方の問題への対応について

「社会からみた国立大学のあり方」のテーマを担当している北條委員から、同テーマの検討に関連して次のような提案があった。

各大学の学長段階では、国立大学のあり方に関する危機意識があるようであるが、これを大学内全体に行き届かせることは仲々困難である。そこで、如何にすれば各教官に現状認識してもらえるか、また反省すべきところは反省していただけるか、その具体的な方策についていろいろと検討してみた。

その結果、取り敢えず何か実行してみようということで、先ず第一に、先般本委員会でもまとめた中間報告の中の「評価」という問題を取り上げてはどうかと考えた。しかし、この問題を急に提起したのでは、学内に相当な抵抗があると予想されるので、これを如何にすれば抵抗を少なくして行えるかという方策を考えてみた。

その方策の一つとして、先ず各大学にアンケートをして、教官の業績評価をどのようにして

行っているかを調べてみることから始めてはどうかというのがこの提案の趣旨である。現在のところまだ具体的にこの方法で行うということを決めたわけではなく、その実行方法についてはもう少し私の担当グループで詰めを行いたいと考えている。

以上の提言があったのち、これに関係する資料として「アンケートの内容」「アピールの文案」「文部省予算の推移表（文教ニュース）」等が配付され、これについての説明があった。

ついで、これに関して委員長より次のように述べられた。

只今の提案について、このアンケートを行うことにするかどうかその方法論も含めてご審議を願いたい。

教官の評価の問題は、これまでの議論にもあったように、自然科学系と人文科学系とではその事情も異なる点があろうし、またこれに対する受取り方も違うように思う。教官の業績評価については、その成果が表面にはっきりと出るものもあるが、それが表面に現われなくても自分としてはその結果に満足しているという場合もあろう。また、研究成果は余りないが教育活動の面で業績を挙げているという教官もある。

その点、提案のあった「アンケート内容」は随分配慮されているように思うが、これについてご意見を伺いたい。

これについて次のような意見の交換があった。

- 従来、文部省でもこのような調査をしたことがあるが、それが完全にはまとまらなかったという例がある。今回それと同じ調査をして、果して完全にまとまるかどうかという心



配が先ずある。

それから、このような質問形式でアンケートして、それが自己評価の資料となるかどうかということが、テクニカルな問題として出てくる可能性がある。私のところでも、ある必要性があってこれに似たかたちの調査をしたことがあるが、自然科学系については殆どデータは集まったが、社会科学系からは殆ど集まらなかったという実例がある。

自己評価の重要性については、国大協でも従前からその必要性は認めているが、これをどのようにすればよいかその方法が問題である。

- このような内容でアンケートをするということについては確かに抵抗があると思うが、これは将来の評価の問題に繋がるための一つの段階として行うものであると考え、これをもって教官に現状認識をしてもらったり、こ

のようなことをやらなければならない情勢にあることを理解して貰うためのアプローチであるという認識をしてもらえれば、第一段階の試みとしては、それでよいのではないかとも思う。

以上のような意見のほか、数名の委員からそれぞれ自大学の評価に関する実情についての報告があった。

最後に、課題分担の交代に関して、委員長より次のように述べられた。

「人文科学系の活性化を目標とした国立大学のあり方」のテーマを担当されていた阿部委員がこのたび退官されたので、その後任として関委員（東京学芸大学長）にこの部門の担当をお願いしたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

次 回 4月1日（火）10：00～12：30

---

## 第1常置委員会

日 時 昭和61年4月1日（火） 10：10～12：30

場 所 国立大学協会会議室

出席者 石田委員長

黒田、関、藤巻、花輪、北條、八木、新野、近藤、熊谷、檜、添田、安永、糸賀、遠藤(尚)各委員  
下沢、遠藤(丞)各専門委員

石田委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、新たに委員に就任された糸賀敬委員（大分医科大学長）の紹介があり、ついで次のように挨拶があった。

本日は、「国立大学のあり方」の問題に関する「各論」の部分でまだ原案審議が少し残っているのので、先ずその部分についての説明を伺って審議をしたのち、「総体的なまとめ」について協議することにしたい。なお、最後に「評価」の問題について北條委員より説明を伺いたいと

思っているのでよろしく願う。

以上のような挨拶があったのち、議事に入った。

〔議 事〕

### 1. 国立大学のあり方の検討について

#### (1) 各論の検討について

国立大学のあり方に関する各論のうち、次のテーマについて担当の添田委員より配付の原案を基に説明があった。

Ⅱ-1(2) 各専門分野の活性化を目標にした  
国立大学のあり方

Ⅱ-1(5) 国立大学の管理運営

Ⅱ-1(7) 国立短大等のあり方

以上の説明に関して、おおむね次のような意見の交換があった。

- 工学系学部の活性化のための方策として「若い活力のある頭脳の集積」ということを挙げているが、工学系学部の研究室の研究作業は主に助手に頼っているのか、それとも大学院生に頼っているのか、その現状はどのようになっているのであろうか。
- 研究室の第一線の力は、やはり助手と大学院生ということになるが、勿論それには講師、助教授、教授が加わるといふかたちである。
- その戦列にマスターコースの学生も加わるのであろうか。
- マスターコースの学生でも優秀な者は勿論戦列の一員として加わっている。
- 工学系の学問というのは、その性質上無限に広がっていくのではないかと考えられる。その点からしてその研究体制の再構成を考えるべき時機に至っているのではないかと思うが如何なものであろうか。
- 確かに、工学系では学科の見直しということとは必要であろうと考える。
- 原案の中に提起されている「大規模研究・総合研究の重視」ということについてであるが、“大規模研究”ということをもビッグプロジェクトと理解すると、例えば宇宙開発の研究とか、あるいは核融合の研究のように研究規模が限りなく大きくなっていくものは大学での研究にはなじまないという面が出てくることになるのではないか。

○ 大学での研究というのは、やはり適正な規模の研究というように考えてよいのではなからうか。

○ 医学系学部の活性化方策として「後継者の養成」と「基礎医学の振興」の二つが挙げられているが、これに加えて「学術的研究の重視」ということにも触れておく必要があるのではなからうか。

以上のような意見が交されたのち、Ⅱ-1(2)の中の「人文科学系の活性化を目標とした国立大学のあり方」のテーマについて、関委員より配付の原案を基に説明があった。

以上のほか、「国立大学の管理運営」の問題について意見の交換が行われた。

(2) 総体的なまとめ方について

これについて委員長より次のように述べられた。

これまでは、「国立大学のあり方」の問題に関する各項についてそれぞれ審議してきたわけであるが、一応その審議も終わったので、これから総体的なまとめの作業に取りかかりたいと思う。これについて一応次のようにしたいと考えているので、ご了承いただきたい。

私の手許に、まだ届いていない部分もあるので、その原案についてはできるだけ2週間以内に私（東北大学）のところまでお送り願いたい。

それが揃えば、全項目の原案もまとまるので、新野委員とも連絡をとり、次回までにそれを整理して総体的なまとめの原案をまとめ、これについてご検討願いたいと考えている。

(3) 評価の問題について

これについて北條委員より次のように述べられた。

国立大学協会では大学問題について議論はす

るが、これの実行の面では何もしていないのではないかという批判がある。そこで、これに応える意味で何か実効のある問題を取り上げたいと考えるが、これから何か新しいことをやるとなると、まず、調査の段階から始めなければならないことになり、仲々大変な仕事になる。そのような事情も考慮して、その一案として、先に当委員会がまとめた「大学のあり方について（中間報告）」の報告書の中に提起した大学の「評価」の問題を取り上げてこれの実施方策を

検討してみてもどうかと考え、その計画を下沢専門委員会にお願いしているので、これの説明を伺うことにしたい。

ついで下沢専門委員より、配付資料（国立大学の果してきた役割と成果を示すための資料として、各大学より研究や教育の実績の報告を求めるアンケート案）を基に、その趣旨と内容について説明があった。

以上をもって本日の議事を終わり、この案の内容の検討については次回に譲ることとした。

---

## 第2常置委員会

日 時 昭和61年2月20日（木） 13:30~16:30

場 所 国立大学協会会議室

出席者 丸井委員長

小林、帷子、久佐、前川、津田（代理；田所学生部長）、本陣、潮木、脇坂、谷口、山田、田中、木村、坂上、井上、保田、松山各委員

松井、猪岡各専門委員

（大学入試センター）堯天所長、加藤事業部長

丸井委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長より、新たに委員に就任された津田新潟大学長の紹介ならびに前川委員（群馬大学長）の代理として出席された田所群馬大学学生部長の紹介があった。

〔議 事〕

### 1. 徳島大学総合科学部の入学者選抜における共通第1次学力試験の免除について

このことについて委員長より次のように説明があり、了承された。

徳島大学では昭和61年度に教育学部を改組して総合科学部を設置することを計画していたが、これに要する経費が61年度政府予算案に計上され、実現される見通しとなった。ところで学部が新設あるいは改組された場合、その初年度の当該学部の入学者選抜は、その新設の根拠となる法律（国立大学設置法の一部を改正する

法律）が施行された後の4月以降に実施されるため、それ以前に実施される共通第1次学力試験の受験はできないので、これを免除する措置が講じられている。この慣例に基づき過般、添田徳島大学長より本委員会宛に、昭和61年度をもって同大学に新設される総合科学部の入学者選抜における共通第1次学力試験の免除方について文書をもって依頼があったので、従前の例に倣いこれの免除について了承する旨添田学長宛に通知した。以上のように処置したのでこの旨ご報告する。

### 2. 身体に障害のある入学志願者に対する共通第1次学力試験の試験時間の延長について

このことについて堯天入試センター所長より次のような説明があった。

身体に障害のある入学志願者に対する共通第

1次学力試験における試験時間については、従来全盲者に限り他の受験生とのハンデに配慮して一般受験者の試験時間の1.5倍の時間延長を認めているが、入試センターでは予てより弱視者、肢体不自由者についても試験時間の延長を図る必要がないかどうかについて特別問題作成部会の中に分科会を設けて調査・研究をすすめてきた。その結果、このほど同分科会の意見として、①弱視者については眼鏡をかけた矯正視力が0.15未満の者、②肢体不自由者については上肢等の機能が筆記不可能乃至著しく困難な者、等にその対象を限定して全盲者に準じて試験時間を一般受験者の1.3倍程度延長することが適当ではないか（その適用の方法については、志願者本人から医師の診断書を添えて申請書を提出させる）という結論を得た。これについては本センターの実施方法専門委員会において更に検討を行ったうえ運営協議員会に諮って決定したいと考えるが、この分科会案について本委員会のご意見をお伺いしたい。

これについて協議の結果、入試センターの提案を了承した。

### 3. 色覚異常者の入学制限の緩和について

このことについて委員長より次のように述べられ、了承された。

過般、日本眼科医会より本委員会宛に、大学への色覚異常者の受入れについて国立大学は公立・私立大学に比して入学制限をしているところが多い現状にあるが、教育の機会均等の見地からその制限緩和乃至撤廃を図ってほしい旨資料（「大学進学時における色覚異常者の制限調査報告書」）を添えて申入れがあった。

この申入れに付された資料は各国立大学の昭和60年度入学試験実施要項から色覚異常者の受

験時の取扱いに関する規定を抜萃集成的ものであるが、大学によっては実施要項で入学制限をする旨記していても実際には入学を認めているところもあり、現状は必ずしもこのとおりになっているともいえない。しかし、国立大学が色覚異常者の入学制限が強い傾向にあるのは好ましくないので、国大協総会の際の委員会報告等においてその緩和について各大学の協力を要請することとした。

### 4. 受験機会の複数化に関する問題について

初めに委員長より次のように述べられた。

入試改善特別委員会では、受験機会の複数化の具体的実施案のまとめについて審議をすすめるため過般各大学宛にアンケート調査〔「国立大学の受験機会の複数化に関するアンケートについて」（2月10日回答締切り）〕を実施し、この「アンケート」の結果を踏まえて具体的な実施案を取りまとめたうえで再度各大学宛に「アンケート調査」を行うことを予定している。

以上のような前置きののち、集計整理中の「アンケート」の回答の概要ならびに「受験機会の複数化についての実施案」取りまとめの今後の作業の手順等について説明があった。

ついで、この問題に関連して、最近開催された各地区学長会議における各大学・学部の第2次試験のグループ分けに関する協議の模様について、全国7地区のそれぞれの地区所属委員より説明があり、これについて意見交換が行われた。

### 5. 推薦入学について

このことについて委員長より次のように述べられ、了承された。

前回の委員会（60.12.12）において、推薦入

学合格者が他の国立大学を受験合格したことにより推薦入学を辞退するといった推薦入学制度の趣旨に反する事例がふえる傾向がみられるので、その実情を調査して推薦入学のあり方について検討してほしい旨の問題提起があった。

それで、この問題について次回に検討を行いたいと考えるが、その検討にあたって推薦入学制をとっている大学より推薦入学の実情についての資料を頂戴いたしたいので、長崎、島根、山形、室蘭工業の4大学にその資料のご提供をお願いいたしたい。

#### 6. 共通第1次学力試験の試験監督要員の問題について

このことについて委員長より次のように述べられ、了承された。

予て埼玉大学および横浜国立大学から、共通第1次学力試験における試験監督補助者として現行の公立高校の教員に加えて当該大学の大学院生をもこれに充てることのできるよう考慮してほしい旨本委員会宛に要望があり、また「東京地区国公立大学入学主幹・入試担当課長会議」からも入試実務レベルの見地より同趣旨の要望書の提出があったので、これについて前々回(60.10.4)および前回(60.12.12)の委員会で検討を行った結果、「大学院生を試験監督要員に加えることについて、差当り61年度については当該試験実施基幹大学長の判断に基づいて試験会場の警備用務に限定して認めることとし、これの62年度以降の扱いについては来年夏頃を目途に検討する」という結論となった。そ

れで、そろそろこの問題についての検討を行う必要があるが、本日「東京地区国公立大学入学主幹・入試担当課長会議」より再度、大学院生を試験監督要員に加えることについての検討方について要望書の提出があったので、次回にこれについて検討を行うこととしたい。

#### 7. 昭和61年度共通第1次学力試験の実施結果について

これについて堯天入試センター所長より次のような報告があった。

昭和61年度共通第1次学力試験は去る1月25日(土)、26日(日)の両日に本試験が、2月1日(土)、2日(日)の両日に追試験が実施された。今回は、本試験において、鉄道事故の発生により宇都宮大学および埼玉大学が、豪雪による交通の乱れにより上越教育大学および信州大学が、また停電により金沢大学の一部の試験場が、それぞれ若干試験時間を繰り下げる措置が講じられたものの、無事試験を完了することができた。

次に、試験問題の内容については、各教科とも総合判断力を問う適切な内容となっているとの方の評価が得られた。これは試験問題作成について過去7回の試験の経験を生かして努力工夫された結果の顕れであり、これも各大学のご協力の賜と感謝申しあげる。

ついで加藤事業部長より、配付資料「昭和61年度共通第1次学力試験実施結果の概要」について詳細な報告があった。

以上をもって本日の会議を終了した。

日時 昭和61年4月24日(木) 13:30~16:15

場所 国立大学協会会議室

出席者 丸井委員長

小林、帷子、本陣、潮木、谷口、山田、田中、  
木村、坂上、井上、保田各委員

松井、金子、猪岡各専門委員

(大学入試センター) 堯天所長、加藤管理部長

## 第2常置委員会

丸井委員長主宰のもとに開会。

[議事]

### 1. 昭和62年度共通第1次学力試験の追試験実施大学について

このことについて委員長より次のように諮られ、了承された。

昭和62年度共通第1次学力試験の追試験場について本年度と同様東日本地区および西日本地区の2箇所とすることとし、東日本地区については東京外国語大学に、西日本地区については大阪大学にお願いすることとしたいが如何であろうか。なお、このことについて両大学より内諾を得ていることを申し添える。

### 2. 共通第1次学力試験の試験監督補助者に大学院生を加えることについて

このことについて委員長より次のように述べられた。

共通第1次学力試験の試験監督補助者に大学院生を加えることについて、横山横浜国立大学長および須甲埼玉大学長より本委員会宛に検討方の要請があったので、これについて大学入試センターの実施方法専門委員会の意見を徴したうえ昨年10月4日および12月12日開催の本委員会において検討を行った結果、大学院生を試験監督要員に充てることについては微妙な問題もあるので慎重に取扱う必要があり、差当って昭

和61年度について試験会場の警備用務に限定して認めることとし、これの62年度以降の扱いについては後日改めて検討することとした経緯がある。

この問題についてその後、去る3月28日付書面をもって東京地区国公立大学入学主幹・入試担当課長会議より本委員会宛に再検討方の要望があったので、これについて改めてご意見をお伺いしたい。なお、この問題について過般大学入試センターの実施方法専門委員会に改めて意見を求めたところ、同委員会の意見は、「試験監督補助者は、監督者の指示を受け適切に試験業務に従事する等、試験実施上きわめて重要な立場にあり、大学院生には、本来試験監督補助者に課せられた義務(守秘義務)を履行させることが身分上できない」との理由により、大学院生を共通第1次学力試験の試験監督補助者に充てることは不適當ではなからうかということであった。

以上の説明について協議が行われた結果、大学院生を共通第1次学力試験の試験監督補助者に充てることについては法令上大学院生に守秘義務を履行させることは難しいとの指摘もあるので、これを認めないこととし、この旨東京地区国公立大学入学主幹・入試担当課長会議宛に回答することとした。

### 3. 受験機会の複数化に伴う推薦入学の実施上の問題について

このことについて委員長より次のように述べられた。

本日は推薦入学の問題について、本委員会所属の室蘭工業、山形、島根、長崎各大学における推薦入学の実状について資料を持ち寄り「推薦入学のあり方」について検討をすすめる予定であったが、入試改善特別委員会で目下取りまとめつつある「受験機会の複数化についての昭和62年度実施原案」および「同実施日程(案)」に係る推薦入学の実施上の問題について本委員会としてご審議いただく必要が生じたので、これについて先議願うこととし、「推薦入学のあり方」についての審議は後日に譲ることとした。

以上のような前置きののち、「受験機会の複数化案」に盛り込むべき推薦入学の実施方法に関し、次のような方途を講じることの是非について諮られた。

- ① 「共通第1次学力試験を課す課さないに拘らず推薦入学の受験生は、推薦入学が不合格となった場合に備えて第2次試験の大学・学部について二つまで出願することができるものとし、その出願大学・学部は一つは当該推薦入学出願の大学・学部と同じ大学・学部とし、他の一つは任意の大学・学部とする」こととしてよいかどうか。
- ② 「推薦入学により合格した者が、これを辞退して他の大学・学部を受験することを認める」こととしてよいかどうか。

これについて意見交換が行われた結果、これを基本的に了承したうえ、②について、本来の推薦入学の趣旨からこれが妄りに乱用されるこ

とは望ましくないので、これを認めるについては「止むを得ない特別の理由がある場合に限り推薦高等学校長がその理由を付して推薦入学辞退願いを当該大学に提出し、その許可を得ることを条件とする」ことが適当であるとして、その旨入試改善特別委員会に申入れることとした。

### 4. 色覚異常者の入学制限緩和の要望について

このことについて委員長より次のように述べられ、了承された。

前回の委員会（4月20日）において、日本眼科医会からの申入れにもとづき国立大学における色覚異常者の入学制限の緩和について協議を行った結果、国立大学が他の公立大学や私立大学に比して色覚異常者の入学制限が強い傾向にあるのは好ましくないで、その緩和乃至撤廃を図ることについて各大学に協力を要請することとなった。それで、このことについて近く文書をもって該当する大学（47大学）宛に第2常置委員長名により検討方について依頼することにしたい。なお、これをご了承いただければその文案の作成については委員長にご一任願いたい。

### 5. 昭和62年度以降の共通第1次学力試験における不正行為者の取扱いについて

このことについて委員長より次のように述べられた。

昭和62年度より国立大学の受験機会が複数化されるとともに、共通第1次学力試験の受験教科についても従来一律に5教科7科目を課していたのが各大学ごとの判断により4教科以下に削減することも認められることになったため、共通第1次学力試験における不正行為者の取り

扱いについて、現行規定に何らかの変更を加える必要がないかどうかご意見を伺いたい。

ついで、加藤大学入試センター管理部長より、共通第1次学力試験における不正行為者の取り扱い方について、現行規定の説明および現行との比較において検討を要すると思われる事項について配付資料をもとに説明があった。

以上の説明について協議が行われた結果、共通第1次学力試験の不正行為者の取り扱いについては、62年度以降も現行に準じた扱いとすることとし、①各大学の課す教科数に関わらず、不正行為者は現行どおり、共通第1次学力試験の受験は失格とする、②この場合、入試センターから各大学への成績提供については、不正行為のあった教科・科目は欠席扱いとし、他の受験教科・科目も欠席扱いとする、③不正行為のあった者の第2次試験の受験を認めるか否かは当該大学の判断による、とすること等の基本原則を確認した。

## 6. 昭和62年度以降の共通第1次学力試験における成績提供について

このことについて委員長より次のような説明があった。

昭和62年度より各大学・学部における共通第1次学力試験実施教科・科目数が多様化されることになるため、入試センターから各大学宛に行う受験生の成績提供の方法について、昨年12月12日（木）開催の本委員会において検討した結果、この個人別成績の提供については①当該大学からの請求にもとづいて行うこととする、②入学者選抜の公平な実施の確保および入学志願者のプライバシーの保護の観点から、当該大

学・学部の入学者選抜に用いる限りににおいて請求できるものとする、ことをその基本原則とすることを決めた。

それで、昨年秋に各大学が公表した昭和62年度共通第1次学力試験の試験教科の指定およびその内容についてこの成績提供の原則に照らしてみたと、教科選択を課す大学・学部あるいは特別な選抜方法をとる大学・学部の一部に不明な点がみられたため、これについて先般関係大学に対し問い合わせを行ったが、現在なお二、三明確になっていないところがあるので、この該当大学に対し再度連絡を取ることとしたい。

以上のような協議があったほか、昭和62年度以降受験機会が複数化されることに伴い、受験生が二つの大学・学部合格（補欠合格を含む）した場合に生起することが予想される「入学手続完了後翻意して合格したもう一方の国立大学へ入学手続を取り直した際の入学金の納入の取り扱い方」（入学手続を取り直した場合、当初納入した入学金をもってこれに代えることが認められるか否か）について、委員長より文部省の見解について説明があり、また、大学入試センターより、共通第1次学力試験の試験実施の際の緊急連絡用の電話ファックスについて、現在設けられている各国立大学と入試センター間のほかに新たに各公立大学と入試センター間に架設したい旨要請があった。

最後に、来る6月1日付をもって弘前大学教授を退官されることに伴い本委員会教員委員を退任されることになる帷子委員に対し委員長より謝辞が述べられ、本日の会議を閉会した。

次回 5月22日（木）10：00～12：30



日時 昭和61年4月30日(水) 13:30~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 原田委員長

林, 山田, 馬場, 竹内, 加納, 中井, 本多, 中山,

松本, 依, 榎本各委員

小路, 小林各専門委員

### 第3 常置委員会

原田委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から、学長の更迭に伴い新たに委員に就任された馬場信雄(宇都宮大学長), 竹内正幸(埼玉大学長), 中井準之助(浜松医科大学長), 俵寿太郎(高知医科大学長), 安藤由典(九州芸術工科大学長)(当日欠席)の各委員の紹介があった。

〔議事〕

#### 1. 専門委員の交代について

石井久夫専門委員(大阪大学事務局長)より辞任したい旨の申出があったので、その後任として柳沢健東京工業大学教務部長を専門委員に委嘱することを了承した。

#### 2. 委員長の交代について

原田委員長から、本年6月4日で学長任期満了により岩手大学長を退官するため、今度の臨時総会(5月7日)をもって委員長を辞任したい旨の申出があったので、後任委員長の互選を行った結果、山田舜福島大学長が選出された。

#### 3. 就職協定問題について

はじめに小林専門委員から、その後の就職協定問題の推移について、配付の「昭和61年度大学及び高等専門学校卒業予定者の選考開始時期等について」(文部省通知), 「昭和61年度大学卒業予定者の就職協定について」(国立大学協会通知), 「就職問題懇談会開催要項(案)の送

付について」(文部省連絡)の諸資料を基に説明があり、ついで委員長から次のように述べられた。

ただいま説明があったように、大学及び高等専門学校卒業予定者の採用選考開始時期等については、大学及び高等専門学校関係団体において検討が行われた結果、昭和62年3月卒業予定者のうち4年制大学卒業予定者については、従来の「10月1日企業と学生との接触開始, 11月1日選考開始」(いわゆる10月-11月協定)を改めて「8月20日企業と学生の接触開始, 11月1日選考開始」ということにすることが申し合わされた(61年3月20日及び3月31日の就職問題懇談会決定)。

この今回の申合せの内容は、当委員会がこれまで審議して得られた主旨と余りかけはなれていないので、この申合せに合意することとした。また、この就職協定の申合せの実効を高めるために定めた「遵守事項に関する申合せ」についても、本委員会での審議の内容に沿うものと思料されたので合意した次第である。

なお本件については、本来ならば委員会を開いて諮るべきであったが、日程的にその余裕がなかったことと、就職協定問題について昨年9月20日以来当委員会において協議して得られた主旨と今回の申合せ内容がかけはなれていないということもあって、この申合せの合意については森会長と私との両者の相談・了解のもとに処理した次第である。事後承認の形になった

が、事情ご賢察のうえご了承願いたい。

なお、今回の申合せの内容と、これの決定に至るまでの経緯を各国立大学長に伝えるための「昭和61年度大学及び高等専門学校卒業予定者のための就職事務に関する申合せ」（国大協会長、第3常置委員長連名通知）の作成に当たり森会長の了承を求めた際、この件に関し会長から次のようなコメントがあったのでご紹介しておきたい。その要点は、

- ① 就職問題懇談会の性格が不明確である。
- ② 就職協定遵守にあたり、大学側ばかりで片務的に遵守するというだけでは片手落ちであるから、企業側にも遵守させるべきである。
- ③ 国大協は本来国立大学間の連絡・協議を目的とする団体であるので、協定遵守問題も含めて各大学の活動を規制することには限界がある。
- ④ 遵守状況を国大協が調査しても十分な実効は期し難い。
- ⑤ 昭和61年度の就職協定が十分な成果を上げ得られなかった時は、当協会の取組み方について根本的な対策を検討せざるを得ないであろう。

概ね以上のような内容であったが、これらの意見は本問題について重要な関わりを持つ事柄でもあるので、就職問題懇談会の席上で小林専門委員から口頭でこの旨を伝えた。これを受けて文部省は就職問題懇談会の性格、組織、運営等を明文化することになり、「就職問題懇談会開催要項（案）」を作成し、これを関係方面に送って検討方を依頼した。それで本委員会としてもこの案について検討しなければならないと思う。

以上の説明に対し次のような質疑応答があった。

- この「就職問題懇談会開催要項（案）」の送付先は「関係各位殿」となっているが、関係各位とは就職問題懇談会の構成団体を指しているのか。
- そうである。
- この送り状の中に“各団体から代表者として推薦される者の中には、理事又は当該団体を構成する大学等の長若しくはこれに準ずる者が1人以上推薦されることが望ましい”とあるが、この人数は何人でもよいのか。
- 就職問題懇談会に関係している各団体から推薦される者は複数で、その中の1人は当該団体を代表する責任のある者ということである。
- 就職問題懇談会では構成員の相互の間で就職関係の諸案件を議決するのか。
- “懇談会”であるから、申合せということである。
- 就職問題懇談会が3月31日に取り決めた就職協定に関する「遵守事項に関する申合せ」の第4項に“自主的な就職協定委員会(仮称)の設置による協定遵守問題等の検討”という条項があるが、この就職協定委員会というのは就職問題懇談会の中に設置することになるのか。
- 各団体毎にこの委員会を置くということであり、国大協にもこれを置くということになる。
- 今回の就職事務に関する申合せで、61年度については「求人（求職）のための企業と学生の接触（いわゆる会社訪問）は8月20日からとする」と定められたが、企業側からその期日以前に行いたいという要求があった場

合、個々の大学でこれを阻止するという事は難しい面もあるので、もしこの期日の遵守が崩れるような事態が生ずるならば、それに関する基礎的な資料を集めて、国大協側から企業および大学に注意を喚起するような処置を講ずるといふようなことも必要ではなからうか。

概ね以上のような質疑応答があったのち、次の事項を了承した。

- ① 各団体に就職協定委員会を設けることについては、本協会としては第3常置委員会が必要に応じて対応することとする。
- ② 文部省から提示があった「就職問題懇談会開催要項(案)」は原案どおり了承する。
- ③ これに伴い本委員会では、就職問題懇談会の国大協側の構成員として第3常置委員長および専門委員2名(小林・柳沢)を推薦することにする。
- ④ 今回の「昭和61年度大学及び高等専門学校卒業予定者のための就職事務に関する申合せ」(いわゆる就職協定)ならびにこれ

に関連する「遵守事項の申合せ」等を各国立大学に周知する件については状況の推移をみたくて処置することとし、委員長の判断に一任する。

#### 4. 課外活動共同利用施設の拡充について

はじめに委員長から、この件について和歌山大学長から要望があった旨の説明があり、ついで小林専門委員から、本件に関し本協会が昭和55年6月17日および56年6月16日付で関係方面に要望書を提出した経緯の説明と、要望内容の紹介があった。

ついで、この件に関し改めて要望を行うか否かについて協議が行われ、その結果、建物基準面積の改訂を中心にした要望書を作成提出することとし、その文案については委員長に一任することとした。そして、この案がまとまった段階でこれを各委員に送付し検討を願ったうえ、6月開催の理事会を経て総会にこれを提出することとした。

以上をもって本日の会議を終了した。

日時 昭和61年4月25日(金) 13:30~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 黒木委員長

石井, 渡部, 喜多, 野村, 町田, 加藤, 武田,

川端, 西原, 関田, 楠田, 常俊各委員

小島, 熊沢, 中条, 安藤, 森嶋各専門委員

(文部省) 横沢人事課給与班主査, 厚谷給与第4係長

## 第4常置委員会

黒木委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から、本日出席の文部省人事課横沢給与班主査および厚谷給与第4係長の紹介があったのち、議事に入った。

〔議事〕

### 1. 委員の交代について

学長更迭に伴い新たに委員に就任された渡部美種(秋田大学長), 梶川欽一郎(福井医科大学長)(当日欠席), 武田進(三重大学長), 楠田久男(佐賀大学長), 常俊義三(宮崎医科大学長事務取扱)の各委員の紹介があった。

また、本年3月31日で定年退官された八戸委員(教員委員)の後任として、南部悟北海道大学教授(農学部)の就任を了承し、来る5月6日の理事会で承認を求めることとした。

なお、船橋専門委員の退官に伴う後任として、日下弘東京大学庶務部長の就任を依頼することを了承した。

### 2. 指定職俸給表の適用を受ける教授の取り扱いについて

これについて委員長より次のように述べられた。

この件については、去る3月31日の小委員会で、当時の日下給与班主査から説明を伺ったが、その後、文部省人事課で検討を重ねた結果、多少の変更があったと聞いているので、文

部省側からその間の事情について説明を伺うことにしたい。

ついで、横沢給与班主査より次のような説明があった。

教授指定職定数はこのところ全く増えていないが、一方、大学側においては、指定職適用基準に達している停年教授は毎年漸増の傾向にある。

停年により退職する教授への指定職適用については、従来は文部省が全大学を網羅した資料に基づいて適用基準に該当した者を適用枠(248人)の範囲に絞って指定させてもらっていた。しかし、上述のような停年教授の増加傾向に伴い、基準の変更を余儀なくされることになった。

それで、3月13日の第4常置委員会小委員会で説明した「指定職俸給表の適用を受ける教授の取り扱いについて(案)」では、“当分の間、各機関には毎年度毎に大臣官房人事課長が適用枠(定数)を通知し、その上で各機関が適用候補者を決定する”という方式を採ることとするという方法を指示したが、これを昭和61年度から導入することは諸般の事情もあって困難なため、一応見送ることが適当であろうということになった。しかし、同案の後段に記載されている「指定職適用基準該当者でありながら指定職になれない教授については、特別昇給の枠を別途に設定してこれに該当するものとして取扱う

こととする」という点については、昭和61年度からこれを実施する方向で検討している。

以上の説明に対し概ね次のような質疑応答があった。

- 各大学に指定職適用枠(定数)を割り当てるという場合、その適用基準は何であるのか。
- 昭和61年度の停年退職予定者のうちの指定職適用基準該当者 451 人と、これに対する定数枠 248 人の見合いで基準を決めることになる。
- 基準該当者のうち、指定職になれなかった教授には、昭和62年度以降においても特別昇給の措置が講じられるのか。
- 昭和62年度以降も継続して実施したいと考えている。
- 前年度に特別昇給したものが続けて特別昇給することは難しいと思うが、その取り扱いはどうになるのか。
- その点については検討中である。

### 3. 「人事院勧告の取り扱いに関する要望書(案)」と「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書(案)」について

このことについて委員長より次のように諮られ、了承された。

例年関係方面に提出しているこの二つの要望書については、本年も理事会及び総会の承認を経て提出したいと考えているが、その原案の起草を小島、安藤、森嶋各専門委員にお願いすることにしたい。なお、その作業日程については、来る6月の理事会、総会に向けてワーキンググループで細部を検討し、6月17日に第4常置委員会を開いて取りまとめることとしたい。

### 4. 文部省技術職員待遇改善検討会第二次試案について

これについて委員長から次のような説明があった。

文部省がまとめた「技術職員待遇改善検討会の中間的検討状況について」(以下「第一次試案」という。)に対して、当委員会では、これに対する各国立大学長の意見を踏まえて当委員会の意見書をまとめ、これを去る2月18日に文部省へ提出した。

これを受けて文部省は更に検討を重ね、「技術職員待遇改善検討会における検討状況のまとめ」(以下「第二次試案」という)を作成し、これについて去る3月13日の小委員会で日下給与班主査(当時)より説明があった。

当日は、この第二次試案の内容について説明を受け、質疑を行うことにとどめたが、この第二次試案は国大協側の意見を相当程度配慮しているもののまだ不十分な点もあるので、更に検討されるよう要望しておいた。その主要点は、大学技術官(以下「技術官」という。)と、実験実習官(以下「実習官」という)の区分の線をどこで仕切るかということであると考えられる。

この大学の教室系技術職員への専門行政職(以下「専行職」という)俸給表適用の問題は、国立大学協会としても長年の懸案であるとともに、各関係方面からも早期実現方の強い要望もあるので、今後は各大学の意見を求めつつ本委員会としての考えをまとめ、理事会、総会を経て国立大学協会としての態度を決定してもらいたいと考えている。

なお、この「第二次試案」は文部省から各国立大学長宛に送られているが、横沢主査からこ

れの要点について説明してもらいたいと思う。

ついで横沢主査から次のような説明があった。

専門行政職俸給表は昭和60年7月1日から実施され、文部省以外の4省13職種に適用されることになり、その基本的な資格基準は国家公務員採用試験の技術系のⅡ種区分試験（以下「Ⅱ種試験」という。）の合格者で大学卒とし、職務内容は専門的な知識、技術等に基づき独立して業を行う官職としている。

一方、国立学校関係では、教室系技術職員といわれる職員が約6,800人いるが、専行職俸給表適用条件に該当する職種および職員がどのくらい在職するかということが基本的な問題である。

そこで、専行職俸給表の適用に当たっては、現在の教室系技術職員の官職の整理が先決となるが、試案ではこれを「大学技術官」と「実験実習官」とに区分した。この区分の基本的な考え方は、学部又は学科（研究所の研究部門を含む）とそれに対応して置かれるその学部又は学科の教育研究に必要な附属施設とに、それぞれ配置される官職の区分である。

そのような観点から、学部又は学科（研究所の研究部門を含む）に設定されている定員として在職している者の職務内容を精査した結果、その大部分が専行職官職の設定に妥当するものと思われる。

しかし、Ⅱ種試験合格・大学卒の資格基準を必要とする官職であっても、現在在職する職員は高校卒で選考採用で入ってきた者もあり、専行職の資格基準からこれら職員には当てはまらない。

また、附属施設、例えば附属農場などにⅡ種試験合格・大学卒の職員がいても、附属施設自

体が「実習官」の群に入るので、その職員は専行職即ち「技術官」にはならないことになる。従って、附属施設に専行職官職設定の仕切りをどのように引くかが、今後の課題となるのではないと思われる。

今後、官職の設定や級別定数の設置に関し人事院と具体的に煮詰めていくにあたり、どのようにして大学の現状と噛み合わせていくかは甚だ難しい問題である。

概ね以上のような説明があり、これに関し次のような質疑応答があった。

○ 第一次試案に対し当方が文部省に提出した意見書の主な点は、①教室系技術職員を技術官と実習官とに分けることについては止むを得ないが、専行職に該当しない“残された職員の処遇”については、更に検討してもらいたいこと、ならびに②技術官を教官職から独立した官職として設定することについては、大学内部に異論があるので、併せて検討を願いたいこと、等であった。これらの点について、今回の第二次試案では、技術官を、“独立官職”とせず“教官と協同行う官職”というように修正されており、また“残された者の処遇”については、教務職員に適用するという案は撤回されて、行（一）職員として処遇するという事に改められた。この点は一応評価される。

しかし、農場や演習林などの附属施設を学部又は学科（研究所の研究部門を含む）と一体的に捉え、専行職の対象としてほしいとの要望に対しては、人事院が示す資格基準や、他省庁との均衡からして不可能であるとのことであり、残余者の移行の問題は、更に検討を要するのではないと思われる。

- 人事院に対しては、最初から官職の仕切りの問題と、在職者の移行の問題とを一緒にして交渉することは得策でない判断している。ただし、残余者の移行の問題は専行職問題を検討するにあたり避けて通れない問題であることは承知している。
- 学部又は学科（研究所の研究部門を含む）と、附属施設とに区分して官職の設定をするということであるが、学部、学科、研究部門の中にもⅢ種試験合格・高校卒の職員もあり、一方、附属施設にもⅡ種試験合格・大学卒の職員がいる現状であるが、これらの職員の取り扱いはどのように考えているのか。
- 附属施設の中でも、いくつかの施設については、学部又は学科（研究部門を含む）ものと同等なものとして専行職官職の対象にしている。要するに、この問題については、たまたまその施設に有資格者がいるというように属人的な捉えかたをするのではなく、その施設自体が学部又は学科と同等な内容をもって一体的なものであるという評価をされることが基本である。
- 附属施設の中には講座制になっていて、学部又は学科と内容においても全く変わらないものもあるが、仕切り線を今説明されたような基準で引かれると、附属施設は専行職の対象外ということになってしまうのではないか。
- その附属施設が、学部又は学科と同様に本来安定して必要とされる組織であるか否かということが条件である。
- 学部又は学科（研究部門を含む）では全員「技術官」で占められるということになるのか。それとも「実習官」も入れて両方混在するという形になるのか。
- 混在する場合もあり得ると解釈している。
- 学部又は学科と、附属施設とで仕切るということであるが、附属施設にも専行職の有資格者が在職している現状であるので、人事院との折衝の段階ではそのように仕切るが、移行できなかった有資格者については、内部運用で移行を検討するということであろうか。  
また、今後大学に附属施設を創設する際には、「技術官」を置く施設にするとか、全員「実習官」を置く施設にするとかを、大学で選択をしなければならないのであろうか。
- 人事院と折衝する段階で、残余者の処遇を前提として臨むことは難しいが、将来的には組織化することが必要であると考えている。
- 一概に「附属施設には技術官の官職設定はできない」と断定しないで、その施設の内容を十分検討したうえで仕切ったらよいのではないか。
- そのように考えている。
- 仕切りの線は、他省庁との兼ね合いもあるとのことであるが、他省庁の技術職員は研究職俸給表を使っているから、他省庁における残余者は文部省関係の者と比べ相当救われているはずである。そうだとするならば、文部省関係の残余者と他省庁関係の残余者との待遇を比較してみる必要があるのではなからうか。
- 先程の説明では、附属施設である農場に配置される官職は「実習官」ということであったが、ある農場では実習官に当たる者の外に2、3のⅡ種試験合格・大学卒がいて、業務を担当し附属農場としての機能を発揮する役目を果たしている。そこで、この施設には有資格者が必要であると客観的にも評価された場合の取り扱いについては、どのように考えているのか伺いたい。

○ 文部省が人事院と専行職問題について折衝をすすめていくにあたり、残余者の移行や処遇の問題、ならびに新規採用者の将来的な問題などについても検討しなければならないが、いま人事院と仕切りの問題で折衝しなければならない段階で、両方の問題を一緒に交渉することは、なかなか難しい問題である。

また専行職該当者約4,000人という数字は、現在在職している職員が約4,000人というのではなく、大学が必要として望む官職の数値が約4,000人ということである。

○ 附属施設の農場等でそれぞれ担当している業務内容は、未来永劫に変わらないというものではない。科学の進歩状況からみても、将来「技術官」を置かなければならないとか、置く必要に迫られることが明らかである。今その問題を取り上げるのは無理かもしれないが、そのような状況となった場合、特別協議で専行職組織に入れることを検討してもらえるであろうか。

○ そのような事柄は、将来問題として捉えてはいる。しかし今は、人事院と専行職問題を折衝するにあたり、仕切りの線を画然としたものにしなければ受け入れてもらえないので、そのことを前提に説明をしたのである。

概ね以上のような意見の交換があったのち、委員長より次のように述べられ、了承された。

国立大学協会としても相当数の職員を専行職に送り込みたいと考えており、また残された職員の移行問題や処遇問題ならびに新規採用者の将来的問題なども検討して、教室系技術職員が将来に向かって仕事のやり甲斐、生き甲斐をもてるようなものにしたいと考えている。この点は各大学および関係諸団体の意向も同じである。それで今後は、本日の論議を踏まえて更に具体的な問題をワーキンググループで検討し、その結果を本委員会で審議していきたいと思うので、よろしく願いたい。

以上をもって本日の会議を終了した。

日 時 昭和61年2月17日 13:30~16:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 田中委員長

鈴木、菅野、長、藤本、佐藤、横山、佐々、太田、森、林、藤永、栗屋、野沢、江橋、東江各委員  
光田専門委員

(文部省) 田原国際教育文化課長、草原国際學術課長、雨宮留学生課長、坂本国際企画課課長補佐、鈴木専門職員

## 第5 常置委員会

田中委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、文部省より出席の関係官の紹介があり、議事に入った。

〔議 事〕

### 1. 昭和61年度の国際交流関係予算について

これについて、坂本国際企画課課長補佐より配付資料「昭和61年度教育・学術・文化の国際交流関係予算案の概要」および「文部省における政府開発援助（ODA）予算」を基に説明があり、これに対し質疑応答が行われた。



## 2. 留学生関係について

これについて、両宮留学生課長より次のように説明があった。

配付資料「留学生受入れの現状」にもみられるように、留学生受入れ数の伸び率は、この2年間の平均が約20%である。これは、「21世紀への留学生政策懇談会」が58年8月に報告した「21世紀への留学生政策に関する提言」において“21世紀初頭には約10万人の留学生受入れの実現を目差す”とした方針に基づき、文部省の「留学生問題調査・研究に関する協力者会議」が策定した“58年～67年の10年間には年平均16.1%増を見込む”とした計画を上回る伸び率である。これらの留学生の受入れ拡大を含めた昭和61年度留学生関係予算の総額は約117億円であって、これは対前年度比16.2%増である。

以上のような前置きのうち「昭和61年度留学生関係予算（案）主要事項」を基に次の諸項について詳細な説明があった。

- (1) 国費外国人留学生の受入れ
- (2) 外国政府派遣留学生の予備教育への協力
- (3) 受入れ体制の整備

ついで、臨教審における審議に関連して次のように付言された。

去る1月22日に公表された臨教審の「審議経過の概要（その3）」の第3章高等教育の改革の中で「高等教育の国際化」の問題が取り上げられ、その一環として留学生受入れに関する問題が種々提起されている。これを内容的にみると、一昨々年8月の「21世紀への留学生政策懇談会」の提言、およびこれを受けて一昨年6月に「留学生問題調査・研究に関する協力者会議」が策定した“10万人の留学生受入れ計画の推進方策”の報告内容に大体倣っているということ

が言える。

なお、この国際化の重要性に鑑み、臨教審では新たに「国際化に関する委員会」を設け、第4部会と並行してこの国際化の問題の検討を進めているが、その議論の状況からすると、この4月に出される予定の「第2次答申」の中では、“留学生交流の促進”ということが強く打ち出されてくるのではないと思われる。いずれにしても、留学生受入れの問題について、その大きな役割を果すのは大学自身であるので、各大学におかれては何分のご協力とご努力をお願いする。

以上の説明ののち、次のような質疑応答や意見の交換があった。

- 外国人留学生の受入れについては只今の説明で理解できたが、日本人留学生の派遣についてはどのように考えているのか。
- 日本人留学生の派遣についてはもっと増やしたい考えであるが、現在のところは外国人留学生受入れ体制の整備の方が優先して行われているという実情である。
- 61年度予算（案）で、留学生受入れに伴う専門教育教官増が23名となっているが、これはどのような内容で増員されるのであろうか。
- 整備の基準としては、留学生受入れ最低限20名以上ごとに教官1名ということを一応の日安に考えている。
- 留学生教育センターを全国8地区に設けて留学生の受入れ体制の整備を図るとのことであるが、それ以外の地区で、留学生の多いところについてはどのように考えられているのか。これらの地域では特に留学生の宿泊施設の整備が緊要な問題となっている。

- 留学生受入れに伴う整備に関して考えられる主要な問題には二つあると思う。その一つは日本語研修コースの整備の問題であり、他の一つは宿泊施設の整備の問題である。

このうち日本語研修コースの整備の問題については、60年度に4大学にこれが新設され、一応8地区全部の整備が完了したことになる。しかし、日本語研修コースの整備については、この8地区の完了だけで終了したとは考えていない。

次に宿舎の問題であるが、この宿舎の整備の問題は留学生受入れに関連して非常に重要な問題であると心得ているので、施設部の方ともよく相談の上、現在の枠をもっと拡めていくという方向で検討していきたいと考えている。なお、この宿舎の建設については、留学生数が30名を超え、建設予定の土地があり、大学側がこれの建設を希望するという場合には、当方でも積極的にご相談に応じたいと考えている。

### 3. 昭和61年度の外国大学長招致事業について

これについて委員長より次のように述べられた。

昭和61年度の外国大学長招致事業の策定に当たっては、先ずその招致国を選定しなければならないので、何れの国がよいかご検討願いたい。

以上のように述べられたのち、招致国を選定する参考として、昨年インドネシア国を選定した際に候補に上った次の諸国が紹介された。

韓国、インドネシア、ビルマ、インド、ソ連、東欧、北欧、中近東等。

ついで、光田専門委員より、国大協の外国大学学長招致事業発足の経緯とこれまでの招致国

について説明があった。

以上を参考に種々協議の結果、昭和61年度の招致国については委員長に一任ということとした。

### 4. 第5常置委員会のあり方について

これについて委員長より次のように述べられた。

配付資料「第5常置委員会審議事項調」(昭和58年以降)によると、本委員会での審議の殆どが外国学長の招致計画に関連する問題である。これでは国大協の常置委員会としての役割からみて十分とは言えないのではないかと思われる。外国学長の招致事業もそれなりの意義はあるので今後も継続していきたいが、そのほか本委員会としていろいろ検討しなければならぬ重要な問題があるように思う。

例えば留学生の問題とか、学術の国際交流や国際協力の問題等、各大学と直接に関係する問題がいくつかある。そこで、今後はこれらの問題をテーマとして順次検討を進めることにしてはいかがであろうか。

これについて若干意見の交換が行われたのち、この委員長の方針を了承した。

### 5. ドイツ連邦共和国との学長交流について

これについて委員長より次のように述べられた。

前回の委員会後の1月16日に会長と会見し、ドイツ連邦共和国との学長交流の問題について話し合い、次の二点について了承を得た。

① ドイツ連邦共和国との学長交流は、例年国大協が行っている外国学長の招致計画とは別枠の問題とし扱うこととする。

② ドイツ連邦共和国学長の訪日に際しては、

そのホスト役は会長に就任していただくことにする。

なお、具体的な問題についてはこれから詰めていくことになるが、事務的折衝については文部省と DAAD の東京事務所が窓口となって進めていくこととするので、よろしくご了承いただきたい。

### 3. 中華人民共和国国家教育委員会からの講師派遣依頼について

これについて委員長より次のように述べられた。

このことについて過日、森会長より私のところへ申出があった。その内容は、中華人民共和国では国家教育委員会の主催で北京において

5月18日より31日までの期間「大学院入学に関するセミナー」を開催するとのことであり、このセミナーの講師として日本の国立大学教授2名を講師として派遣してほしいということである。

ただし、この2名のうち1名は東京大学教授ということを先方より指定してきているので、残りの1名について適当な方を第5常置委員長である私から推薦してほしいということであった。についてはどのように取り計らったらよろしいか、ご意見を伺いたい。

これについて協議の結果、講師の人選については、委員長に一任ということとした。

以上をもって本日の議事を終了した。

---

## 教員養成制度特別委員会

日時 昭和61年1月28日(火) 13:30~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 井沢委員長

石井(代: 畠山), 小松, 山田, 須甲, 田浦, 池田, 小林, 川端, 後藤, 前田, 坂上, 安永, 岡本各委員

山田専門委員

井沢委員長主宰のもとに開会。

〔議事〕

### 1. 教員養成に関する諸問題について

初めに委員長より次のように述べられた。

これまで小委員会では、教員の養成、採用、研修というような問題を課題として精力的に検討してきたが、まだ結論が出ているというわけではない。

本日の午前中にも小委員会を開いて、今回臨時教育審議会(臨教審)より出された「審議経過の概要(その3)」を中心に、その中身につ

いて検討を行った。これは、来る2月3日に臨教審で懇談会が開かれ、その懇談会に私も招かれて出席するので、そのための準備の意味もあって検討したものである。

本日は、その検討結果について説明申し上げ、これに対するご意見をお伺いしたい。

以上のように述べられたのち、配付資料「審議経過の概要(その3)」の第5章「教員の資質向上」の中の第3節「教員の資質向上のための具体的方策」に関する部分の諸提案についての検討結果について、次のような説明があり、意見の交換が行われた。

## (1) 採用方法の改善と採用手続の早期化

### イ 選考の改善

これについて「概要」では、その選考方法の多様化と選考体制の整備充実、教育実習の評価の積極的活用等を挙げているが、この中に盛られていない大学自体における教育実習をも含めた成績評価を重視すべきであると考えている。

### ウ 採用手続の早期化

これについては、「概要」で提言されている「教員採用スケジュールの早期化」の意見に賛成である。

これに関して次のような意見が述べられた。

- 各地方自治体によってその事情が違うとは思いますが、現在は大体7月頃に第一次の採用試験が行われ、8月末頃にその合格者発表がある。ついで第2次試験が9月から10月頃に行われ、その合格内定者を決めて採用内定者の登録を行い、その中から3月頃に採用者を決めるというのが大体のパターンのようである。

しかしこれでは、その間に企業等に就職口があっても教員の採用結果の発表が遅いため決断をしかねるといった問題もあるので、採用手続の早期化ということには賛成である。

- 第2次試験に合格して内定者として登録された者は全員採用するように改善すべきである。

## (2) 初任者研修制度の創設

この制度の創設については、いわゆる“試補制度”の問題が出ていた頃から、初任者研修のかたちであれば賛成であるという意見に固まっていた。しかし、初任者研修の具体的方法については、例えば指導教官の問題、研修期間の問題等詰めなければならぬ問題も多いのではないかと思われる。

これに関して次のような意見が述べられた。

- 新任教員の研修を充実させるということは、これまでの本委員会としての基本的な考え方である。ただ、この“初任者研修”と“適格審査”の問題とは、はっきりと区別して行うべき性質のものであると考える。また、この新任教員に対する指導教官については、十分考慮して選定すべきである。

## (3) 現職研修の体系化

これについては問題点と思われることが二点ある。その第一点は、この提言にみられる「新教育大学大学院への長期派遣研修の活用」というだけでなく、すべての教育系大学院への研修派遣についても考慮すべきであるということである。

そのもう一点は、現在各大学で行われている研修を、研修制度の中にしっかりと位置づけて活用すべきであるということである。

これに関して次のような意見が述べられた。

- 研修のための派遣は各自治体が行うものであるから、この問題は自治体の財政如何に関わりを持ってくる。現実には各自治体の財政には相当に格差があるようであるので、その辺に問題があるのではないか。

- 新教育大学大学院への現職教員の研修派遣の数も年々減少しているのが現状である。また、現在の自治体の財政状況からすれば、国からの相当な補助でもなければ、研修派遣に伴う教員定数を維持するのは難しいことであろう。

- 現職教員の研修派遣について考慮してもらいたいと思うことは、研修後の身分保証ということである。この身分保証がないと、研修派遣について現職教員は身分の不安が残るのではなからうか。

#### (4) 社会人の活用

これについて「概要」では、“特別の免許状の創設”と“非常勤講師制度の活用”による学校教育の活性化を提言している。この特別免許状については、その教員資格認定を都道府県の教育委員会に任せることにしており、また非常勤講師制度の活用については、学校教育への社会人の受入れを促進するため、場合によっては学歴にかかわらず教壇に立てる措置を講ずることになっている。

これに関して次のような意見が述べられた。

- 学校教育においてはいろいろ新しい分野も出てきており、そのような面で社会的に経験豊かな人材を教育の分野に活用することには賛成である。しかし、現在も非常勤講師という制度があるので、別に新しい特別の免許状を創設する必要はないのではないか。

#### (5) 教員の意欲、自己啓発の奨励方策

これについて「概要」では、“研修助成の方策”と“顕彰の制度”の充実を挙げているが、この両者を結びつけて考えることには賛成できないという意見が多い。

これに関して次のような意見が述べられた。

- このような顕彰制度という発想は企業的な考え方であって、教育の面ではあまり感心できないのではないか。

#### (6) 大学における教員養成の充実・多様化

##### ア 教育実習

教育実習は大学における教職課程の一環として、教育に関する体験的な学習機会を与えるものであって、教育の理念と実践を学ぶ重要な機会であるので、ぜひとも必要である。

##### イ 教職に関する特別の課程

教職課程をとらなかつた学生や社会人で教員免許状の取得を希望する者のため、必要に応じ

て半年から1年程度の教職に関する特別の課程を設置することができるようにする、という提言については賛成である。ただし、これには財政的裏付けが必要である。

##### ウ 大学と小・中・高等学校等との連携

大学と小・中・高等学校等との連携の必要性ということは当然なことであると考える。

これに関して次のような意見が述べられた。

- 「概要」の「1.現状の問題点」の中で「教員養成に当たる大学教員には小・中・高等学校における教職経験のない者が多く」云々と述べ、その経験のある者のパーセンテージ(35.3%)を示して、教員養成大学教員の初等・中等教育に対する実情理解の乏しさを指摘しているが、この指摘は今後これをどのようにしようということなのかその意味がよくわからない。

- 小・中・高等学校等の現場経験のある者が、教員養成大学の教育指導体制の中に加わるということはよいことであると思うが、教員養成に当たる大学教官にできるだけ多く現場経験をさせようとするような画一的な考え方には反対である。

##### エ 教員養成系大学における入学者選抜

現在の大学入学試験では教員適格者をチェックするということは困難である。教員としての適格者の判定ということは、採用の場で十分に考慮してもらいべき問題であろう。

以上をもって臨教審の「審議経過の概要」の中の「教員の資質の向上」の意見に対する討議を終わった。

## 2. 委員長の交代について

これについて委員長より次のように述べられた。

私の学長任期が2月9日をもって満了となるので、次期委員長の選出についてお話ししたい。

これについて協議の結果、坂上委員（愛媛大学学長）を委員長に選出した。

最後に井沢委員長より退任の挨拶があり、ま

たこの2月末をもって学長任期が満了となる須甲委員（埼玉大学学長）および3月末で停年退官される田浦委員（名古屋大学教授）より退任の挨拶があった。

以上をもって本日の議事を終了した。

---

## 医学教育に関する特別委員会

日時 昭和61年1月29日（木） 13:30~15:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 吉利委員長

井出、加納、高安、井沢、脇坂、早野、古川、石神各委員

堀、大西、小椋各専門委員

（説明者）植村浜松医科大学教授

---

吉利委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように挨拶があった。

本日は、ご案内の議題についてご審議願いたいと思ってお忙しい中をお集まりいただいた。

ところで議題の1、2（委員等の人事に関する事項）は事務的なことであるが、第3の議題「大学におけるプライマリーケアの問題」については、これの提議の趣旨説明が必要と思われるため、その方面に詳しい植村研一教授（浜松医科大学）にご出席を願い解説して頂くことにしたので、よろしくご了承願いたい。

以上のような挨拶ののち、植村教授の紹介があり、議事に入った。

〔議事〕

### 1. 委員長の交代について

吉利委員長が3月末をもって任期満了により学長を退任されることになったため、次期委員長の選出を行うこととし、投票の結果、得票多数をもって井出源四郎委員（千葉大学学長）が委員長に選出された。

### 2. 委員の補充および専門委員の交代について

このことについて委員長より次のように述べられ、了承された。

現在、本委員会には委員の欠員があるのでこれの補充を行う必要があり、また長期間勤められた専門委員の中には交代を希望している方もあるやに伺っているので、それらの件について本日もお話ししたいと思ふ議題とした次第である。しかし、近く委員長の交代も行われるので、この問題についてはむしろ新委員長の許でお考え頂く方が適切であるように思うので、そのように取り計らうことにしたい。

### 3. 大学におけるプライマリーケアの問題について

これについて、委員長より次のように述べられた。

“プライマリーケア”という言葉は近来流行語となってあちらこちらで使われており、またこれに関する学会等も開かれている状況である

が、大学でこのプライマリーケアの問題が一体どのような内容を持つのか、あるいはどうあるべきかということに関してはあまり具体的なことが言われていない。

そこで、本日はその勉強会という意味で植村教授から先ずこれについての解説を伺った上でご意見を承るということにしたい。

ついで、植村教授より概ね次のような説明があった。

大学におけるプライマリーケアということに関しては二つの大きな問題がある。その一つは、大学の附属病院の中でプライマリーケアをやるかどうかという実践の問題があり、いま一つはプライマリーケア教育というものに大学がタッチするのかどうかという問題である。

アメリカ等では既に病院でもこの問題は取り上げられて実践されている。最近日本でも、いくつかの大学では、プライマリーケアの実践に踏み切っているようである。

プライマリーケアの問題を教育面から見ると、卒前教育の問題、医師国家試験の問題、卒後教育の問題、生涯教育の問題等いろいろと考えられるが、本日は時間的な余裕もあまりないので、そのうちの卒前教育の問題だけに絞って解説を試みることにしたい。

以上のように述べられたのち、スライドを使用して詳細な説明が行われた。

これについて次のような意見の交換が行われた。

○ 私の大学では、患者が初めて受診に来たとき、専門外来とはしないで総合外来として先ず受け付けるという方式を取っている。しかし、それに当たる専門医師がいないので、各科（内科を中心に小児科、外科等）等の医師

に出てもらい診察をする。また、病棟の方もこのようなスタッフに行ってもらい、患者を動かさないで診察をし、その上で専門医に渡すといったコンサルタントシステムを取っている。

このように総合診療科というものを設けて実践しているのであるが、このような方法によって段々と中心となるような若い医師が育ってくればよいと思っている。

- 病院の建物の中にそのような外来のための総合診療科のようなものが特別に設けられているのか。
- 私のところでは、1階、2階、3階を外来棟としているのであるが、1階には受付、薬剤、ホールおよび外来総合診療科しかない。専門外来は全部2階3階に設けてある。
- 専門外来に廻すか、廻さないかは誰が決めるのか。
- 外来患者の中で、特に専門医を指定したものの以外はすべて総合外来に廻され、ここで専門外来に振り分けられる。
- 総合外来へ廻される医者は、そこへ行くことをどのように感じているのであろうか。
- 現在のところ、あまり喜んで行く者はないようである。
- 私の大学病院でも、スタートはそのような総合外来というような形を考えたのであるが、やっているうちにこの形が次第に崩れつつあるようである。
- 医師が患者に接する場合に、科学的知識のみに頼っていてよいものかどうか。医師は先ず人間性豊かな者でなくてはならないのではなからうか。
- 医師に対する人間教育というのは、特別な講義などによって教えるというようなもので

はなく、教官が日常患者に接する態度を通して学生に体得されるものと思われる。

- 先日アメリカから来日した教授の講演の中で、医学生に対する人間教育の時期についての話があったが、それによると、その時期は一番人間性の豊かな第1学年のときにしっかりと教授すべきものであろうということであった。その意見には私も同感である。
- アメリカでは、プライマリーケアということが普及しているが、アメリカでは、プライマリーケアの専門家というのは医師として非常に高い地位を認められている。ところが日本では、このような専門家が少ないということもあるが、これらの専門家を医師として低い地位にあるものと見る傾向があり、これがネックとなってなかなかこの方面の専門家が育たないのではないかと思う。
- イギリス等では、今までは単はGPとしてやっていたのであるが、現在では国家試験があって地域的にも認められている。また、GPについて学問的にも普通の内科とは違い一つのシステムがあり、しかも研究テーマもあり講座もあるといわれている。アメリカでも認定制度を設けて専門医として存在している。

このようにアメリカやイギリスでは専門医としての地位が確立しているし、西ドイツの例ではGPの紹介がなければ専門医としてはやっていけないようである。

- 学生時代にゼネラルのことを教えるということの重要性はわかるが、専門的なことをやることも非常に重要なことであると思う。このように考えると、この両者をどのように6年間の医学教育の中に取り入れて教育をしなければならぬかを考えなければならぬで

あろう。

- イギリスやアメリカ等のカリキュラムを見ても、大体の考え方が内科、外科、婦人科、小児科、精神科というようなウェイトとしてのバランスで考えられている。これを1年間に割り振ると、プライマリーケアに関する教育の期間は大体1カ月位ということになる。
- 全人医療の問題であるが、例えば皮膚、泌尿科等の患者が入院すると、勿論専門的な治療ということはあるが、治療の大きいウェイトはコンサルテーションにある。このコンサルテーションについては、主治医が実践で示せば、学生は相当な一般知識は得られるものと思う。

なお、アメリカやイギリスでプライマリーケアに力を入れているのは、医療費ということに問題があるのではなからうか。

- プライマリーケアの専門医を育てる基礎教育をしようとする、現在の医学課程の6年間は短いではなからうか。
- 総合外来を設けて診療を実施している大学では、総合外来へいく学生は何年生ぐらいからであろうか。
- 私の大学では、学生の勉強の量からすると専門分野の勉強がはるかに多い。5年生では講義のあとは殆ど専門の臨床実習である。6年生のうちの2週間だけが総合外来での勉強である。

プライマリーケアの問題について概ね以上のような意見の交換が行われたほか、医学教育のあり方について若干意見の交換があった。

以上をもって本日の議事を終了し、最後に吉利委員長より退任の挨拶があって閉会した。



日 時 昭和61年2月17日(月) 13:30~16:00

場 所 学士会分館8号室

出席者 須甲委員長

久佐, 加藤, 川端各委員

浅野, 永野, 柘植, 緒方, 重岡, 坂井, 佐治各専

門委員

## 教養課程に関する特別委員会

須甲委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長から、今回新たに専門委員に就任された佐治武志教授(静岡大学)の紹介があった。

〔議 事〕

### 1. 「大学教養課程教育の内容と改善に関するアンケート」調査報告書のまとめについて

これについて委員長より次のように述べられた。

本委員会が昭和59年初頭に実施した「学部卒業生を対象とする教養課程に関するアンケート」の調査報告書については、前回の総会(60年11月)においてその内容の概要を目次に従って説明し了承を得たが、その後報告書(案)がまとめられたので、本日は坂井専門委員よりこれについての説明を伺い、最終的な取りまとめを行いたい。

ついで坂井専門委員より、次の目次の項目に従いそのまとめ方および内容について詳細な説明があった。

#### I はじめに

§1. 調査の経緯とその背景について

§2. 調査法の概略

§3. 回答者の略歴

#### II 調査結果とコメント

§1. 一般教育の理念

§2. 総合科目

§3. 専門基礎科目

§4. 外国語教育

§5. 保健体育教育

§6. 一般教育と専門教育

付表 各設問に対する回答の学部別統計

### III 卒業生の提言

§1. 自由意見の概要

§2. 38年卒業生の提言

§3. 53年卒業生の提言

### IV むすびに代えて——教養課程の今後のあり方に関する問題点——

以上の説明に関して質疑応答ならびに意見交換が行われ、原案を一部修正して報告書(案)を承認した。

ついで委員長より、これに関連して次のように述べられた。

今回の調査報告書をまとめるについては、アンケート調査を実施してからすでに2年以上の年月が経過してしまっていたが、この度ようやく調査結果をいろいろな角度から整理し、客観的に判断できる程度のコメントを付記して国立大学協会の正式の報告書として公表する運びとなったことはご同慶に堪えない。この報告書が今後の教養課程教育の改善を試みる際の一助になることを願って止まない次第である。

### 2. 今後の検討課題について

これについて委員長より次のように述べられた。

教養課程のあり方に関する今後の問題点とし

ては、この報告書の結びにもいろいろその改善策を提起しているのです、その中からいくつか検討課題を取り出せるのではないかと思う。あまり具体的な問題に立ち入ると差し障りを生ずるおそれもあるので、ここに掲げられている程度の範囲にとどめておくことには如何であろうか。

以上の提言を基に次のような意見の交換が行われた。

- 教養課程教育の問題については、各大学では改革委員会等を設けていると検討中であると思うが、問題の一つに教養部教官の組織上の身分の不安定さという問題があり、これがいろいろな問題に関わってくるのではないかと考えられる。

教養課程教育の担当者として一般教育を理念通り実施するためには、専門研究者であると同時に高い識見と幅広い教養を身につけた教育者であることが要求される。このように教養部教官には二つの大きな責務が課されているにも拘らず、現実には身分上の不安定さがあるため教育に情熱を傾けることが難しい状況となっている。

- 教養部教官の身分上の問題は教養部だけで考えていても解決できる問題ではなく、大学全体の問題として対応すべき課題であろうと思う。
- 教養部教官には専門研究者であると同時に高い識見と幅広い教養を身につけておくことが要求されるということであるが、この“高い識見と幅広い教養を身につけている”ということの査定基準というようなものがない現状では、この能力を評価するという事はなかなか難しい問題である。
- 現在、教養部教官層の年齢構成を見ても非

常に若い教官が多い。これらの若い教官が果して一般教育を担当するに適しているかどうか考えさせられる問題である。しかし、一般教育を担当するに適した人物となると既に年齢に達していて、なかなか得がたい存在となっているため、自然に若い教官に頼らざるを得ないという状況にある。

- 教養部に関する問題の一つとして、これからの新しい学問の発展に即応するため教養部に大学院を設置すべきであるという要求が出てくるのではなからうか。この問題は教養部のあり方に関わる今後の検討課題の一つであろう。
- 教養部を持つ大学においては、教養部の学部化構想というものがある。この構想の根底には学問の総合性への対応という問題と教官の身分の不安定さの解消という問題が考えられているようである。
- 教養部教官の身分の不安定さというのはどのようなことを意味しているのだろうか。
- それについては、聞くところによると、いざれ教養部というものが解散せざるを得ないのではなからうかという懸念が教官の意識の底の中にはあっても、もしそのような事態になった場合に、教養部の教官の身分がどうなるかということについての不安感があるというところのようである。
- 教養部を持っている大学の問題はいろいろと出ているようであるが、現在教養部を持っていない大学では今後一般教育についてどのように取り組んでいこうとしているのだろうか。これも教養課程に関わる一つの問題ではなからうか。

おおむね以上のような意見の交換があって本議題についての協議を終わった。

### 3. 欠員委員の補充について

これについて委員長より次のように述べられた。

本委員会の委員のうち大学を退官して委員を辞任された方が若干あるが、その補充がこれまで行われていなかったもので、本日その後任の選考を行いたいと思う。

これについては、本委員会の委員構成に関して国大協としての申合せがあるようであるので、まず事務局よりその説明を伺ったうえで候補者の選考を行うことにしたい。

以上のように述べられたのち、事務局よりこれに関する説明があり、これに基づき委員候補者の選考を行った結果、次の候補者が選出され、理事会の承認を得て委嘱することとなっ

た。

丸井 文男（愛知教育大学長）

新野幸次郎（神戸大学長）

町田 正治（山梨大学長）

竹内 正幸（埼玉大学長）

木村 等（香川大学長）

竹田 晃（東京大学教授）

以上をもって本日の議事を終了し、最後に委員長より次のように退任の挨拶があった。

私は今月末をもって任期満了により学長を退任することになり、これに伴う次期委員長については前回（60.10.24）の委員会にお諮りして加藤委員（静岡大学長）に就任して頂くことになった。昭和56年11月以来4年余に亘り委員各位の一方ならぬご協力を頂いたことに対しこの機会に厚くお礼申し上げる。

---

## 大学院問題特別委員会

日時 昭和61年4月18日（金）13：30～16：00

場所 国立大学協会会議室

出席者 大藤委員長

前川、関、喜多、横山、津田、太田、本陣、坂上  
各委員

下沢、初見各専門委員

大藤委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、新たに委員に就任された前川 正委員（群馬大学長）、関 四郎委員（東京学芸大学長）、喜多 勲委員（東京農工大学長）、津田禾粒委員（新潟大学長）、太田正光委員（名古屋工業大学長）、熊谷信昭委員（大阪大学長）の各委員および初見忠男専門委員（岡山大学事務局長）の紹介があったのち、次のように挨拶があった。

本委員会では、昨秋の総会に「旧設大学院の改善について」と「国立大学大学院の現状と今後のあり方（中間まとめ）」という二つの報告

書をまとめて提出したが、その後者の報告書のうち、新設大学院の問題を取り扱った箇所の中の「改組積上げ式大学院」の部分については、なお流動的な面もあってその記述が不十分な点があったため、その後横山委員（横浜国立大学長）と太田委員（名古屋工業大学長）にお願いして改めて書き直していただいたので、本日は先ずこの原案について説明を伺い検討することにしたい。そして、これに引続いて連合大学院、総合大学院という順に現状のご報告を伺い、これらの新設大学院に関してその後派生してきている諸問題等についていろいろ意見交換

を行い、最後に本委員会としての今後の検討課題についてお諮りしたい。

以上のように挨拶があったのち、議事に入った。

〔議事〕

## 1. 改組積み上げ式大学院について

これについて委員長より次のように述べられた。

この「改組積み上げ式大学院」については、先にも申し上げたように一応あの時点でのまとめをして報告書に記載したわけであるが、その記述にやや不十分な点があったため、その後横山、太田の両委員にお願いしてこの新方式大学院の①設置の経過、②発足後の現状と問題点、等について改めて執筆していただいたので、この原案についてご検討をお願いしたい。

以上のように述べられたのち原案の検討に入り、先ず配付資料「改組積み上げ式大学院について」の内容紹介があり、これについて質疑応答が交されたのち、若干字句修正を施してこの案を了承した。

ついで、委員長より次のように諮られ、了承された。

これをもって、先の報告書「国立大学院の現状と今後のあり方（中間まとめ）」の中の「改組積み上げ式大学院」の項についての修正案がまとまったので、この案をもって差し替えをし、前の報告書の表題に付されていた（中間まとめ）という表示を削除して、来る6月の総会に最終報告書として改めて提出したいと考える。

## 2. 連合大学院の問題点について

これについて、坂上委員（愛媛大学長）より次のような説明があった。

先の報告書（中間まとめ）の中の「連合大学院」の項において、「昭和60年4月から東京農工大学大学院連合農学研究科と愛媛大学大学院連合農学研究科とが発足したが、全く新しい試みのことであり、また発足以来日が浅いことでもあるので、その管理運営面において、なお解決すべきいくつかの課題を残している。」というように記述し、その具体的な問題点として①学生の研究指導法、②学位規程の整備、③重要課題の審議決定方法、④建物その他に関する基準、などを挙げたが、その創設後一年経過した現在、抱えている問題点を挙げれば次のようである。

先ず最初に断っておきたいことは、東京農工大学のように東京都という大都会に位置している場合と、愛媛大学のように地方にある場合とでは多少事情が異なっている点があると思われる。それで、これから申し上げることは愛媛大学大学院連合農学研究科の場合であるのご理解いただきたい。

以上の前置きののち、次のような問題点について説明があった。

### (1) 学生定員の確保の問題

これについては、現在は、外国人留学生を含めてようやく定員を充たしているといった状況である。それでは、何故日本人学生の入学希望者が少ないかという点、その理由については、次のようなことが考えられる。

その一つには、連合大学院というドクターコースの存在がまだ十分に社会一般に知られていないのではないかということが考えられる。それから、いま一つには、愛媛大学連合大学院の構成大学である3大学（香川大学、高知大学、愛媛大学）の修士課程の定員充足率が非常に低いということも一つの理由であろう。

そのような理由が考えられるが、このうち修士課程の充足率が低いという問題については、現在修士課程の見直しやまた学部教育の見直しということを行っているので充足率の上昇が期待され、近い将来にはこの連合大学院の学生定員の確保も少し楽になるのではないかと考えられる。

#### (2) 学位の問題

これについては、①審査基準の申合せ、②学位記の様式、の問題がある。

学位記の様式の問題については、基幹大学名だけでなく学生が指導教官について研究したところの大学名も表記するようにした。これは東京農工大学大学院連合農学研究科とも話し合っ同形式を取ることにしている。

#### (3) 建物の整備の問題

これについては、そもそも連合大学院が発足した際、既設の建物を利用するということで出発したわけであるが、実際に始動してみると、いろいろと必要な建物が生じてきた。それで、これを概算要求で提出したのであるが、連合大学院としての必要な建物の基準というものが今のところないということなので、これから文部省とも相談しながら基準の作成を急いでいただくつもりである。

#### (4) 専任教官の問題

これについては、現在は1名の定員がついている。

専任教官の選出については、構成3大学の位置的な問題、あるいは研究施設の問題、それから各大学の停年年齢の相違の問題などがあってむずかしい面もあるが、現在は基幹大学より1名の専任教官を選出し担当している。

#### (5) 管理運営の問題

管理運営の問題については、初め考えていた

よりは楽ではない。現在は、研究科委員会、それから連合講座から1名ずつ出ている代議委員会があり、また構成大学間連絡調整委員会があって、管理運営に当たっている。なお、学生の指導等の面については、3大学合同の特別ゼミナールというものを開設している。

以上連合大学院の概況について説明したが、総括すると、現在までは大体事もなく進められているというのが結論である。

以上の説明に関し若干の質疑応答と意見の交換があった。

### 3. 総合大学院の今後の問題点について

これについて委員長（岡山大学長）より、配付資料「総合大学院の今後の問題点」を基に次の諸項について説明があった。

(1) 適切な管理組織（事務組織を含む）の確立とその運営方法について

(2) 参加教官全員の予算定員化と処遇について

(3) 今後の重点課題

○外国人留学生の積極的受入れ

○社会人の積極的受入れ

ついで津田委員（新潟大学長）、本陣委員（金沢大学長）より、それぞれ当該大学の総合大学院の現状について報告があった。

以上の説明ののち、次のような意見の交換があった。

○ 新設大学院には、総合大学院、連合大学院、改組積み上げ式大学院という3つのかたちの大学院が発足をみたわけであるが、発足後いろいろと問題点も派生してきているようである。これらの問題点について、個々の問題点についてはそれぞれの大学が文部省と折衝して善処されることになるだろうが、本委員会

として何かまとめて要望すべき事項もあるのではなからうか。

- 本委員会として要望書でも提出しようというのであれば、例えば総合大学院の設置などは、後に続こうとしている多くの大学があるわけであるから、これらの大学について大学院の実現の促進を図ることが先ず重要なことではなからうか。
- 事務組織の充実という問題もあるのではなからうか。この問題などは各大学が個々に折衝したのでは力が弱いので、国大協の総意として推進を図る方がよいのではないか。
- 留学生の受入れの問題であるが、留学生については特別な措置を考えてもらうことが必要であろう。
- 新設大学院の入学定員の充足率の問題については、オーバードクターの問題や、社会がドクターコース卒業者に魅力を感じていないということなどが関わりを持っているのではなからうか。先ずこのような問題を見直す必要があるのではないか。

それから、大学院の国際協力の問題であるが、問題の一つに留学生の宿舎の問題があり、また教育の面では教官の英語力の不足の問題があるように思う。

#### 4. 小委員会の解散について

このことについて委員長より次のような提案があり、了承された。

これまで、旧設大学の博士課程改善について小委員会を設けて検討してきたのであるが、昨

秋の総会に報告書を提出して検討の一応の区切りもついたということもあり、また委員会のメンバーのうち停年になって退官されたり、あるいは本協会の会長や副会長の役職に就かれた方などもあって構成員が大分欠けているというような事情にもあるので、この時点で一応小委員会を解散することにし、今後必要が生じた場合には改めて新委員会を構成することにしてはどうかと考えるが如何であろうか。

#### 5. 今後の委員会の進め方について

これについて委員長より次のような提言があり、了承された。

大学院の問題については今後検討していかなければならない多くの問題があるが、ただ漠然と議論していても前へ進まないのので、次回までに下沢専門委員に「今後の検討課題」となるような問題点をまとめていただき、それを基に検討を進めることにしたい。

それから、先に出された報告書「旧設大学院の改善について」の最後の部分にある「まとめと提言」の中には今後大学院問題を検討していく上で関わりのある問題点が多々提起されているので、その問題点の整理を初見専門委員にお願いし、これを検討課題として提供していただくようお願いしたい。

以上のような方針で次回から検討を進めたいと思うのでよろしくお願いする。

以上をもって本日の議事を終了した。

次回 6月2日(月) 13:30~16:00

日時 昭和61年1月20日(月) 13:30~16:15  
場所 国立大学協会会議室  
出席者 田中委員長

## (第26回) 入試改善特別委員会

藤井, 山田, 福田, 井出, 天野, 小林, 丸井,  
谷口, 永田, 松井, 池田, 添田各委員  
(大学入試センター) 堯天所長, 白石管理部長  
(文部省) 富岡大学課企画官, 中島入試係長  
(オブザーバー) 宮川(東京大学), 瀬口(九州  
大学) 各入学主幹

田中委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように述べられたのち、議事に入った。

本日は、国立大学の受験機会の複数化に関する問題について幾つかご協議いただきたいほか、本委員会の人事に関してお諮りしたい件があるので、よろしくお願ひ申し上げます。なお、本日の議事に関し午前中に小委員会を開催して一わたり予備的に検討を行った。

〔議事〕

### 1. 副委員長の選任について

このことについて委員長より次のように諮られ、異議なく了承された。

昨年10月28日開催の理事会において、同月23日付をもって本委員会委員長を退任された松田東京工業大学長に代って沢田副会長をその後任に選任するとともに新たに副委員長を設けることとし、私とその副委員長に選任された。しかし、沢田委員長には12月15日付をもって任期満了で学長を退任されるため、その後11月総会の第1日目の昼食休憩時に開催した理事会においてその後任の件について協議した。その結果、従来本委員会の委員長については「副会長をもって充てる」慣例となっていたが、諸般の事情から私が委員長に選任された。このため、現在副委員長職が空席になっているので、その選任

方をお願いしたい。なお、このことについては小委員会にも諮ったが、出来れば井出委員(千葉大学長)に副委員長をお引受けいただければ幸いと考えるが如何であろうか。

### 2. 委員の交代等について

委員の解囑および委囑に関して委員長より次のように諮られ、異議なく了承された。

このたび、喜多村委員(広島大学教授)より公務多忙の由をもって本委員会委員を辞任したい旨申出があった。この申出について私としては止むを得ないのではないかと考えるが如何であろうか。

次に、今般学長退任に伴い沢田委員長(京都大学長)ならびに小野委員(群馬大学長)が本委員会を去られることになったのでこれの補充をしたいと考えるが、これについては西島京都大学長にご委囑することとしては如何かと考える。

### 3. 全国高等学校長会との懇談について

このことについて丸井委員より概ね次のような報告があった。

過般、全国高等学校長会より森会長宛に、入試改善に関する問題について本協会と懇談したい旨要請があったので、会長と相談のうえ田中本委員会委員長および井出委員ならびに私の3人が加藤全国高等学校長会理事長および中 菌

(全国高等学校長会)・家弓(普通科高等学校長会)各入試制度研究特別委員会委員長と文部省会議室において富岡高等教育局企画官同席のもとに、入試改善に関して国立大学の受験機会の複数化に関する問題を主に懇談の機会をもった。

この懇談会において高校側は、本協会が受験機会の複数化を図ろうとしていることについて謝意を表したうえで本委員会の考える実施案について①いわゆる「連続案」により実施することに賛成する②複数化のグループ分けにあたっては30乃至35大学・学部程度が後期グループに回るようにして“実質的複数化”の実現を図ってほしい。もしこれが難しいということであれば、現行の「自己採点制度」はそのまま維持してほしい、③第2次試験について実施日程案では3月1日からとなっているが、この日は例年19府県内の高校が卒業式に当てているという事情があるので、この日を避けるよう考慮してほしい、などの意見が出された。

これに対し本委員会側からは、第2次試験の実施期日を3月1日以後に繰り下げると全体の試験日程に無理が生ずることになるため難しい旨説明をするとともに、高校側への希望として、複数化によって国立大学の受験者数が大幅に増加することが予想されるが、これらの受験生を大学の施設に収容しきれない場合は高校の施設を受験会場として借用できるように配慮してほしい旨申し入れた。

以上の協議のほか、文部省の大学入試改革協議会で目下検討がすすめられている“新テスト”に関して意見を交換した。

概ね以上のような報告があったのち、次の議事に移った。

#### 4. 国立大学の受験機会の複数化に関する問題について

初めに松井委員より、昨年12月4日付をもって各大学宛送付した「受験機会の複数化に関するアンケート」(本年2月10日締切)に対して寄せられた種々の質問等を踏まえて、本委員会として今後検討を要すると思われる課題を取りまとめた配付資料[「国立大学の受験機会の複数化に関する検討課題」]について説明があった。

ついで、大学入試改革協議会のワーキンググループにおける“新テスト”に関する審議情况について、同ワーキンググループのメンバーでもある小林委員より次のように報告があった。

ワーキンググループでは、“新テスト”について大学入試改革協議会が提示した基本的な枠組みに副ってその目的、内容、利用の方法、実施時期等について昨年秋以降数回に亘りフリートーキングの形で検討を行っているが、まだその意見の方向は固まっていない段階である。

以上のような前置きののち、その審議の模様について説明があり、これについて若干意見の交換が行われた。

これに引続いて、地区学長会議における受験機会の複数化に関する協議の模様について、北海道、東北、関東甲信越、中部、近畿の各地区所属の委員よりそれぞれ報告があった。

以上の報告があったのち、本題の「受験機会の複数化に関する実施上の問題」についての審議に入り、まず堯天入試センター所長より、本委員会の実施原案の一環である「事後選択制」(それぞれの大学・学部についての合格者発表後に、受験生が入学する大学・学部を選択する制度)を実施した場合の入学定員確保の問題に



関し同センターが取りまとめた資料「入学定員をできるだけ早く確保するための具体的な方法について(案)」について説明があり、これをもとに意見交換が行われた。

次に、これに関連して委員長より、次のような問題提起の理由を挙げたうえ「事前選択制」(受験生に対し、第2次試験の出願時に、第1志望・第2志望の大学・学部を届けさせ、その両方に合格した場合には第1志望の大学・学部についての合格者とする制度)による「昭和62年度国立大学受験機会の複数化に関する実施案」について説明があり、これについて若干意見交換が行われた。

本委員会では、受験機会の複数化に伴う入学者の選抜方法について事前選択制および事後選択制の両案を考え、それぞれのメリット・デメリット等を慎重に検討した結果、事後選択制を採ることがベターであろうという考え方に固まってきた。それで、今回のアンケートでも事後選択制を採ることの是非について各大学の意見を伺っているわけであるが、事後選択制が事前選択制に比し合格者決定の収斂という点でより多くの困難を抱えていることが懸念されるため、この事前選択制を採ることの可能性につい

て再度検討を加えてみてはどうかと考えた次第である。

#### 5. 「国立大学の受験機会の複数化に関するアンケート」結果の取りまとめ方および第2次アンケート案の取りまとめについて

このことについて委員長より次のように述べられ、了承された。

予ての方針に基づき、目下各大学宛に意見照会中の「複数化に関するアンケート」の回答の集計結果を踏まえて受験機会の複数化についての「実施案」および「日程案」について詰めを行ったうえ、再度各大学宛にアンケートを行いたいと考える。それで、これについて次のようなスケジュールで検討をすすめてはいかがかと考えている。

まず、来る2月14日(金)、15日(土)、16日(日)の3日間に亘って集中的に小委員会を開催してアンケート(第1次)の回答を集計・整理するとともに第2次アンケートの原案を取りまとめ、これについて同月24日に本委員会を開催(午前中小委員会を開催してアンケート案について詰めを行う)して審議のうえ最終的にアンケート案を取りまとめることといたしたい。

以上をもって本日の会議を終了した。

日時 昭和61年2月24日(月) 13:30~18:10  
場所 国立大学協会会議室  
出席者 田中委員長  
井出副委員長  
藤井, 天野, 小林, 丸井, 西島, 谷口, 永田,  
松井, 池田, 添田各委員  
(大学入試センター) 堯天所長, 白石管理部長,  
加藤事業部長  
(文部省) 富岡大学課企画官  
(オブザーバー) 宮川(東大), 大内(京大),  
瀬口(九大) 各入学主幹

## (第27回) 入試改善特別委員会

田中委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長より、今回新たに就任された西島委員(京都大学長)の紹介およびオブザーバーとして出席の宮川(東大)、大内(京大)、瀬口(九大)各入学主幹ならびに富岡文部省大学課大学企画官の紹介があった。

〔議事〕

### ◎ 受験機会の複数化に関する第2次アンケート案の作成について

初めに委員長より次のように述べられた。

過般各大学宛に行った「受験機会の複数化に関するアンケート調査」(昭和61年2月10日回答締切)について、去る2月14日(金)、15日(土)、16日(日)の3日間に亘って小委員会を開催して、各大学より寄せられた回答を集計整理するとともに、予ての方針に基づきこのアンケート結果を踏まえて再度各大学宛に行う「受験機会の複数化に関する第2次アンケート案」の取りまとめ方について協議を行った。

前回のアンケートの結果については、一部未整理部分を除いて配付の「資料2」のとおり取りまとめたが、それによると、各質問事項に対する回答の状況に多少の差異が見られるものの全体としては本委員会の提案に賛成の意見が多く、受験機会の複数化の実施に関する本委員会

の考え方の方向は大筋において支持が得られたものと判断される。

それで、受験機会の複数化に関する第2次アンケートにおいては、各大学・学部の第2次試験の実施日程のグループ分け期日等を提示した「国立大学の受験機会の複数化についての昭和62年度実施原案」およびこれに基づく「昭和62年度実施日程(案)」を取りまとめ、これにこの両者に関する説明資料を添付して各大学に送付し、これについて意見を伺うこととしてはどうかということになった。そして、この取りまとめについて、小委員会の委員が分担してたたき台を作成し、それを基に小委員会で原案を練り、これを本委員会に諮ったうえ取りまとめることとした。

この協議結果に基づき、本日午前開催した小委員会で、各委員が分担して作成したたたき台を基に受験機会の複数化についての「実施原案」(第2次試験の実施日程のグループ分け期日等について)および「実施日程(案)」ならびに「添付資料」の取りまとめについて審議するとともに、先に集計整理を行った「受験機会の複数化に関するアンケート」について最終的な整理を行った。

以上が小委員会における受験機会の複数化に関するアンケート案の取りまとめについての検

討経過であり、本日はこれを踏まえて本委員会として「受験機会の複数化に関する第2次アンケート案」を取りまとめたいたいと考えるので、よろしくご審議いただきたい。

以上のように述べられたのち、配付資料を基にアンケート案の審議が行われたが、「受験機会の複数化についての昭和62年度実施原案」に示された“各大学・学部の第2次試験の実施日程のグループ分け期日”について、また「添付資料」における“事前選択制と事後選択制についての検討資料等”について、その記述に関し

て種々論議があり、その結果、「実施原案」「実施日程（案）」「添付資料」のいずれについても一部修正を施すこととなった。そして、来る3月2日（日）に小委員会を開催して本日の審議結果に基づき所要の修正を加えたいアンケート案を取りまとめ、それを基に翌3日（月）に本委員会を開催して審議のうえ最終的にアンケート案を取りまとめて直ちに各大学宛送付することとした。なお、アンケートの回答期限については来る3月25日（火）とすることとした。

以上をもって本日の会議を終了した。

---

日 時 昭和61年3月3日（月） 10:00~13:00  
場 所 国立大学協会会議室  
出席者 田中委員長

### （第28回）入試改善特別委員会

井出副委員長  
藤井、山田、小林、丸井、西島、谷口、永田、  
松井、池田、添田各委員  
（大学入試センター）堯天所長、加藤管理部長  
（文部省）富岡大学課企画官  
（オブザーバー）宮川（東大）入学主幹

---

田中委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長より、オブザーバーとして出席の宮川（東大）入学主幹および富岡文部省大学課大学企画官の紹介があった。

〔議 事〕

#### ◎ 「受験機会の複数化に関するアンケート（大学宛・第2回）案」の作成について

初めに委員長より次のように述べられた。

前回委員会（2.24）において、各大学宛に行う第2回目の「受験機会の複数化に関するアンケート」については、「受験機会の複数化についての昭和62年度実施原案」および「同実施日程（案）」ならびにこれに関する補足説明資料をまとめてこれを各大学に提示して、これについ

て意見を伺う形とすることとし、その各素案を基に審議を行った結果、「実施原案」および「実施日程（案）」ならびに「添付資料」の記述内容についてそれぞれ修正を施すこととなった。それで、この審議結果を踏まえて昨日（3.2）小委員会を開催して所要の修正を行ったうえ「受験機会の複数化に関するアンケート（大学宛・第2回）案」を作成した。

本日は、これについて詰めの審議をいただいたうえ本委員会として「受験機会の複数化に関するアンケート案」を取りまとめることとした。

なお、本日の議事に関連して、先頃、中国・四国地区学長会議より、受験機会の複数化に伴う各大学・学部のグループ分けに関する要望書

(中国・四国地区世話大学木村香川大学長より田中委員長宛)の提出があり、また、森会長から、受験機会の複数化の実施について「事前選択制」を採ることの可能性についての検討方の要請があったので、これを紹介するとともにこの点お含みのうえご審議いただきたい。

概ね以上のように述べられたのち、配付資料をもとに「受験機会の複数化についての昭和62年度実施原案」および「同実施日程(案)」ならびに「添付資料」(「実施原案」についての補足説明資料)について審議が行われたが、入学者選抜決定についての収斂(欠員補充等)の問題等に関して論議があったので、その意見に基づき「実施日程(案)」の一部および「添付資料」のうち「実施原案」の説明として添付する〔「事前選択制」と「事後選択制」についての見解〕等についてさらに字句修正を施すこととした。そして、この修正原案を作成のうえこれ

を来る3月9日(日)に開催する本委員会において審議を行い最終的に「受験機会の複数化に関するアンケート(大学宛・第2回)案」を取りまとめることとした。

なお、「同アンケート」に対する回答の期限については、当初の予定(3月25日)を1週間程度繰り下げて来る3月31日(月)とすることとした。

以上をもって本日の会議を終了した。

次 回 委 員 会 3月9日(日)  
10:00~16:00

次 回 小委員会 4月2日(水)  
10:00~12:30

次々会 委 員 会 4月2日(水)  
13:30~16:00

(3月27日(木)開催予定の小委員会および  
3月28日(金)開催予定の本委員会は中止)

---

日 時 昭和61年3月9日(日) 10:00~17:00  
場 所 国立大学協会会議室  
出席者 田中委員長

### (第29回)入試改善特別委員会

井出副委員長  
藤井、福田、天野、小林、丸井、西島、谷口、  
松井、池田、添田各委員  
(大学入試センター)加藤管理部長  
(文部省)富岡大学課企画官  
(オブザーバー)宮川(東大)、瀬口(九大)各入学主幹

田中委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長より、オブザーバーとして出席の宮川(東大)、瀬口(九大)各入学主幹および富岡文部省大学課大学企画官の紹介があった。

### 〔議 事〕

#### ◎ 「受験機会の複数化に関するアンケート案」 (大学宛・第2回)の作成について

初めに委員長より次のように述べられた。

各大学宛に行う第2回目の「受験機会の複数化に関するアンケート調査」の実施方針については「国立大学の受験機会の複数化についての

昭和62年度実施原案」(各大学・学部の第2次試験の実施日程のグループ分けとその期日を提示したもの)およびこれに基づく「昭和62年度実施日程(案)」を作成し、これにこの両者に関する説明資料を添付して各大学に送付のうえこれについて意見を伺うこととなった。

この方針に従って、その後去る2月24日(月)午前で開催した小委員会および午後で開催した本委員会においてこれらの資料の作成について検討をすすめて一応の原案をまとめ、これについて更に3月2日(日)に小委員会を、翌3日(月)に本委員会を開催して審議を行った。その結果、配付のように「国立大学の受験機会の複数化についての実施原案」および「同日程(案)」ならびに「添付資料」が取りまとめられたので、本日はこれについてご審議いただいたうえ、本委員会としての最終的な成案をまとめることとしたい。

以上のように述べられたのち、配付資料を基に審議が行われた結果、「実施原案」および「実施日程(案)」ならびにこの両者の「説明資料」についてそれぞれ若干修正を加えることとなり、その文言の最終的な修正整理を委員長に一任して「アンケート案」を取りまとめたうえ、これを来る3月31日(月)回答締切りをもって直ちに各大学宛に送付することとした。

なお、このアンケートの「添付資料」の一つとして、過般各大学宛に実施した「国立大学の受験機会の複数化に関するアンケート」(昭和

60年12月4日付)の「集計結果及び意見・コメント一覧」をも加えることにした。

以上でアンケート案の取りまとめについての審議を終わり、ついで委員長より、「各大学・学部の第2次試験の実施日程のグループ分け」の具体化についての今後の協議のすすめ方について諮られた。

これについて協議の結果、概ね次のような手順で取りすすめてゆくことが了承された。

- ① 地区別に、昭和62年度のグループ分けに関する国立大学長の連絡会(必要あるときは、公立大学長を含む)を開催する。(4月1日(火)～4月15日(火)まで)
- ② 7地区世話(当番)大学学長連絡会を開催し、協議(情報交換)を行う。(4月16日(水)の予定)
- ③ グループ分けに関する協議(情報交換)の結果を、各国立大学長へ連絡する。(4月21日(月)までの予定)
- ④ 各大学は、このグループ分けに関する協議の結果を踏まえ、それぞれの大学の試験実施期日を決める。(4月30日(水)までの予定)

最後に委員長より、本年3月31日付をもって大学を退官されるに伴い本委員会委員を退任される福田委員(筑波大学長)および小林委員(東京工業大学教授)に対し謝辞が述べられ、本日の会議を終了した。

日時 昭和61年4月2日(水) 13:30~16:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 井出副委員長

山田, 天野, 丸井, 西島, 谷口, 松井, 池田,  
添田各委員

(大学入試センター) 堯天所長, 加藤管理部長  
(文部省) 富岡大学課企画官

(オブザーバー) 都賀(東大), 大内(京大),  
瀬口(九大) 各入試課長

## (第30回) 入試改善特別委員会

井出副委員長主宰のもとに開会。

初めに副委員長より、田中委員長には目下外国出張中のため代って私が会議の進行役を務めさせて頂くので、よろしくお願ひしたい旨述べられたのち、議事に入った。

[議事]

### ◎ 「国立大学の受験機会の複数化案」の取りまとめについて

初めに副委員長より次のように述べられた。

過般本委員会が取りまとめた「国立大学の受験機会の複数化についての昭和62年度実施原案」および「同実施日程(案)」について各大学より意見を徴するため実施した「国立大学の受験機会の複数化に関するアンケート」(第2回=昭和61年3月31日回答締切)については、本日まで国立95全大学より回答が寄せられた(大学としてまとめた回答86大学、学部別回答9大学)。その回答の内容は、「実施原案」および「実施日程(案)」に「賛成」という回答が「意見付き」も含めて大学一本として75大学、学部別回答大学にあって全学部「賛成」が1大学、合わせて76大学という結果であった。

これにより、本委員会の提案する「実施原案」および「実施日程(案)」については全体として支持が得られたものと判断されるもの、「賛成」回答の中には意見が付された回答も多数含

まれているので、本日はこれらの提起された意見を踏まえて「実施原案」および「実施日程(案)」について更に吟味して本委員会としてこれを最終的に取りまとめることといたしたい。

なお、これについて本日午前中に小委員会を開催して予備的検討を行った。

以上のように述べられたのち松井委員より、同委員が取りまとめた「アンケートの集計結果」ならびにアンケートの集計結果を基に整理した「検討を要すると思われる問題点等」について配付資料を基に詳細な説明があった。

以上の説明について、同資料を基に「国立大学の受験機会の複数化についての昭和62年度実施原案」および「同実施日程(案)」の取りまとめについて審議が行われたが、入学者選抜決定の収斂の問題に関して論議があり、その意見に基づき、「実施原案」および「実施日程(案)」について一部修正を施すこととなった。そして、来る4月11日(金)に本委員会を再度開催してこの修正部分について検討を行ったうえ最終的に「国立大学の受験機会の複数化についての昭和62年度実施原案」および「同実施日程(案)」を取りまとめ、これを来る5月6日(火)に開催する理事会に諮ったうえ翌7日(水)に開催する臨時総会に諮って国大協として最終決定する運びとした。

以上をもって本日の会議を終了した。

日時 昭和61年4月11日(金) 10:00~13:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 田中委員長

井出副委員長

山田、天野、丸井、谷口、永田、松井、池田各委員

(大学入試センター) 堯天所長、加藤管理部長

(文部省) 富岡大学課大学入試室長

(オブザーバー) 都賀(東大)、大内(京大)、

瀬口(九大) 各入試課長

## (第31回) 入試改善特別委員会

田中委員長主宰のもとに開会。

### 〔議事〕

#### ◎ 「国立大学の受験機会の複数化案」の取りまとめについて

初めに委員長より次のように述べられた。

去る4月2日(水)に開催した本委員会において、過般各大学宛に行った「国立大学の受験機会の複数化に関するアンケート」(第2回)の結果を踏まえて「受験機会の複数化についての昭和62年度実施原案」および「同実施日程(案)」の取りまとめについてこれの原案を基に審議を行った結果、両案ともに一部字句の修正を加えることとし、またこれに添付する「説明資料」についても一部加筆修正を加えることとした。それで、この審議結果を踏まえてその後、それぞれの修正点について文言を整理して配付のような修正案を作成した。(修正案作成後、これをただちに各委員に送付)

本日は、これについて最終的に詰めの審議を行ったうえ本委員会として「実施原案」および「実施日程(案)」ならびに「説明資料」についてそれぞれ成案をまとめることといたしたい。

なお、この審議のほか、目下各地区(7地区) 学長会議等において検討がすすめられている各大学の第2次試験のグループ分けに関する協議の模様について、それぞれ所属する地区の委員

よりご報告いただいて情報交換を行うこととしたい。

ついで松井委員より、次の配付資料についてそれぞれ詳細に亙って説明があった。

- 国立大学の受験機会の複数化に関する「昭和62年度実施原案」及び「昭和62年度実施日程(案)」についての一部修正・加筆一覧表
- 国立大学の受験機会の複数化に関するアンケート(大学宛・第2回)における各大学・学部からのコメント・意見の要約の項目別大学名一覧表
- 合格者発表から入学者確定までの業務日程表(案)

以上の説明があったのち、配付資料をもとに「受験機会の複数化についての昭和62年度実施原案」(改訂版)および「同実施日程(案)」(改訂版)ならびに「実施原案」(改訂版)および「実施日程(案)」(改訂版)についての説明資料の取りまとめについて審議が行われたが、それぞれについて若干字句修正の意見が出されたので、この審議結果に基づき所要の修正を加えて成案を作成し、これを検討資料として各大学宛送付することとした。

そして、これを来る4月25日(金)に本委員会を開催して最終的に確認したうえ、5月6日(火)に開催する理事会に諮り、さらに翌7日(水)に開催する臨時総会に提案して国大協と

して最終決定する運びとした。

以上で、受験機会の複数化案に関する審議を終了し、ついで、各地区学長会議における各大学の第2次試験のグループ分けに関する協議の模様について、東北地区；山田委員，関東甲信

越地区；井出副委員長，中部地区；丸井委員，近畿地区；池田委員，九州地区；田中委員長より，それぞれ説明があり，地区間の情報交換が行われた。

以上をもって本日の会議を終了した。

---

日時 昭和61年4月25日（金） 14：00～16：30

場所 学士会分館8号室

出席者 田中委員長

井出副委員長

藤井，山田，天野，丸井，谷口，永田，松井，池田，添田各委員

（大学入試センター）堯天所長，加藤管理部長

（文部省）富岡大学課入試室長

（オブザーバー）大内（京大），瀬口（九大）各入試課長

---

## （第32回）入試改善特別委員会

田中委員長主宰のもとに開会。

「議 事」

### ◎ 「国立大学の受験機会の複数化案」について

初めに委員長より次のように述べられた。

去る4月2日（水）および4月11日（金）に開催した本委員会において，過般各大学宛に行った「国立大学の受験機会の複数化に関するアンケート」（第2回）の結果を踏まえて「受験機会の複数化についての昭和62年度実施原案」および「同実施日程（案）」ならびにこの両案の「説明資料」の取りまとめについてこれの原案を基に審議を行った結果，それぞれについて若干字句修正を加えることとなり，この審議結果に基づきその後所要の修正を加えて成案（改訂版）をまとめたうえこれを検討資料として各大学宛に送付した。

その後，この「昭和62年度実施原案」（改訂版）に対して4大学より意見が寄せられたので，本日はこれについて検討して「実施原案」

について更に詰めを行うとともに，この「実施原案」を踏まえて「昭和62年度実施細目（案）」についてこれのたたき台の案（松井委員作成）をもとに検討のうえ成案をまとめたいと考える。なお，4大学から寄せられた意見の中身はいずれも「実施細目」に関わる項目に包含されると思われるので，これについては「実施細目」と併せて検討いただくことといたしたい。

ついで松井委員より，「実施原案（改訂版）」に対する4大学の意見についての説明および配付資料「国立大学の受験機会の複数化に関する実施細目メモ」について説明があったのち，これをもとに「昭和62年度実施原案」についての詰めおよび「昭和62年度実施細目（案）」の作成について審議が行われた。その結果，「実施原案」について新たに「推薦入学」に関する事項を加筆することとするとともに，「実施細目」については，「実施細目メモ」の内容に副ってこれに若干字句修正を加えて作成することとなり，その両案の文言の整理を松井委員に依頼し



てこれを取りまとめることとした。そして、これを来る5月6日(火)午前に本委員会を開催して最終的な詰めを行ったうえ、同日午後を開催する理事会に諮り、さらに翌7日(水)に開催される臨時総会に提出して国大協として最終決定する運びとした。

以上をもって「受験機会の複数化案」の取りまとめに関する審議を終了し、最後に関東甲信越地区国立大学の第2次試験のグループ分けに関する協議の模様について、同地区世話大学の井出千葉大学長(副委員長)より説明があり、本日の会議を終了した。

## 特別会計制度協議会

日時 昭和61年1月28日(火) 10:30~13:00  
場所 東海大学校友会館(富士の間)  
出席者 (文部省側) 官地, 大崎, 植木, 西崎, 高野, 坂元各委員  
横瀬審議官, 重藤審議官, 佐藤大学課長, 佐藤医学教育課長, 長谷川研究機関課長, 木村計画課長, 滝沢官房企画官, 伊勢呂会計課副長, 日下給与班主査, 伊藤学生課長補佐  
(国大協側) 森, 種瀬, 黒木, 有江各委員  
宮野, 前田, 築坂, 石塚各専門委員

森議長主宰のもとに開会。

初めに議長から次のような挨拶があった。

本日は、文部省より昭和61年度国立学校特別会計予算に関し協議会開催の申し越しがあったので、お忙しい中ご参集をお願いした。

次に、地官事務次官より挨拶があり、出席者の紹介の後協議に入った。

〔議事〕

### ◎ 昭和61年度予算案について

初めに坂元会計課長より、配付資料「昭和61年度予算額総表」等に基づき、国の財政全般及び文部省所管予算のきびしい状況などに触れつつ昭和61年度国立学校特別会計歳入歳出予算額の概要について、詳細な説明があった。

ついで横瀬審議官より、高等教育局関係予算について、配付資料「昭和61年度予算案の概要」、「昭和61年度国立学校入学定員増加予定数」及び「授業料改定単価表(案)」に基づき

説明があり、またこれに関連して、配付資料「臨時教育審議会・審議経過の概要(その3)」の紹介があった。

つづいて植木学術国際局長より、配付資料「昭和61年度予算案重点事項」に基づき、学術国際局関係予算について説明があった。

さらにつづいて高野文教施設部長より、文教施設予算について、配付資料「昭和61年度予算主要事項」に基づき説明があった。

以上の説明に関して、次の事項について質疑応答並びに意見の交換があった。

- 国の予算に対する文教育予算の比率、特に高等教育予算の占める割合について。
- 国立学校授業料の今後の見通しについて。
- 外国人留学生の受入対策、特に日本語教育の問題について。
- 民間資金導入の方法(寄附講座等)について。

以上をもって本日の協議を終了した。

# 諸 会 合

昭和80年1月～4月

- 1月9日(木) 13:30 高校長協会との入試問題に関する懇談会  
 20日(月) 10:00 入試改善特別委員会小委員会  
 13:30 入試改善特別委員会  
 23日(木) 18:30 文部大臣との懇談会  
 27日(月) 15:00 第1常置委員会打合せ  
 28日(火) 10:00 教員養成制度特別委員会小委員会  
 13:30 教員養成制度特別委員会  
 10:00 第1常置委員会  
 10:30 特別会計制度協議会  
 29日(水) 13:30 医学教育に関する特別委員会  
 31日(金) 13:00 第4常置委員会小委員会
- 2月14日(金) 10:00 入試改善特別委員会作業部会  
 15日(土) 10:00 入試改善特別委員会作業部会  
 16日(日) 10:00 入試改善特別委員会作業部会  
 13:30 入試改善特別委員会小委員会  
 17日(月) 13:30 第5常置委員会  
 13:30 教養課程に関する特別委員会  
 20日(木) 13:30 第2常置委員会  
 24日(月) 10:00 入試改善特別委員会小委員会  
 13:30 入試改善特別委員会
- 3月2日(日) 13:30 入試改善特別委員会小委員会  
 3月3日(月) 10:00 入試改善特別委員会  
 9日(日) 10:00 入試改善特別委員会  
 13日(木) 14:30 第4常置委員会小委員会  
 17日(月) 13:00 理事会  
 31日(月) 15:00 第1常置委員会打合せ
- 4月1日(火) 10:00 第1常置委員会  
 2日(水) 10:00 入試改善特別委員会小委員会  
 13:30 入試改善特別委員会  
 11日(金) 10:00 入試改善特別委員会  
 17日(木) 11:00 七地区世話(当番)大学学長連絡会  
 18日(金) 13:30 大学院問題特別委員会  
 24日(木) 13:30 第2常置委員会  
 25日(金) 13:30 第4常置委員会  
 14:00 入試改善特別委員会  
 16:00 高校長協会との入試問題に関する懇談会  
 30日(水) 13:30 第3常置委員会

# 予 算 等

## 昭和60年度国立大学協会歳入・歳出追加予算

昭和61年 3月17日理事会

科 目	当初予算額	追加予算額	改訂予算額	摘 要
歳 入 の 部	千円 127,460	千円 18,150 <sup>132</sup>	千円 145,610 <sup>132</sup>	
会 費	123,651	5,700	129,351	60千円×95大学
預 金 利 子	1,200		1,200	
雑 収 入	9	6,060	6,069	「大学の在り方について」及び「旧設大学院の改善について」頒布収入その他
前 年 度 繰 越 金	2,600		2,600	
「特別事業積立金」より受入れ	0	6,390 <sup>132</sup>	6,390 <sup>132</sup>	会議旅費の予算不足額に充当
歳 出 の 部	127,460	18,150 <sup>132</sup>	145,610 <sup>132</sup>	
1. 事 業 費	63,450	12,460 <sup>132</sup>	75,910 <sup>132</sup>	
(1) 総 会 費	3,500	688	4,188	当初予算に不足を生じるので予算を追加計上
(2) 役 員 会 費	500		500	
(3) 委 員 会 費	2,800	580	3,380	"
(4) 会 報 発 行 費	3,800		3,800	
(5) 調 査 研 究 費	3,500	1,350	4,850	"
(6) 会 議 旅 費	48,000	6,390 <sup>132</sup>	54,390 <sup>132</sup>	"
(7) 図 書 ・ 資 料 頒 布 費	50		3,502	「大学の在り方について」、「旧設大学院の改善について」及び「教養課程教育のアンケート調査報告書」刊行頒布のため当初予算に不足を生じるので予算を追加計上
(8) 通 信 費	1,300	3,452	1,300	
2. 事 務 費	62,800	3,060	65,860	
(1) 諸 給 与	50,700	3,060	53,760	当初予算に不足を生じるので予算を追加計上
(2) 備 品 費	200		200	
(3) 借 用 料	1,400		1,400	
(4) 消 耗 品 費	200		500	
(5) 旅 費 ・ 交 通 費	2,500		2,500	
(6) 庁 用 諸 費	2,000		2,000	
(7) 被 保 険 者 事 業 主 負 担 金	3,500		3,500	
(8) 退 職 給 与 引 当 金	2,000		2,000	
3. 予 備 費	1,210	2,630	3,840	

昭和60年度国立大学協会歳入・歳出決算

昭和61年5月6日理事会  
昭和61年5月7日臨時総会

(予算額には追加予算を含む)

科 目	予算額	移・流用額	予算現額	決算額	差引額	摘 要
	円	円	円	円	円	
歳 入 の 部	145,610,132		145,610,132	141,898,115	△3,712,017	
会 費	129,351,000		129,351,000	125,811,000	△3,540,000	95大学会費 歳入不足額は追加会費の未 収分
預 金 利 子	1,200,000		1,200,000	1,111,440	△ 88,560	
雑 収 入	6,069,000		6,069,000	5,984,969	△ 84,031	「大学の在り方」,「旧設大 学院の改善について」の頒 布収入
前年度繰越金	2,600,000		2,600,000	6,600,574	574	
「特別事業積立金」 より受入	6,390,132		6,390,132	6,390,132	0	
歳 出 の 部	145,610,132	0	145,610,132	141,762,899	3,847,233	
事 業 費	75,910,132	404,977	76,315,109	75,244,169	1,070,940	
総 会 費	4,188,000		4,188,000	4,187,705	295	総会及び事務連絡会議 (2回)の会場費等
役 員 会 費	500,000	80,547	580,547	580,547	0	
委 員 会 費	3,380,000		3,380,000	3,278,042	101,958	
会 報 発 行 費	3,800,000	△ 41,462	3,758,538	3,758,538	0	「国大協会報」(4回発行) の印刷費等
調 査 研 究 費	4,850,000		4,850,000	4,624,857	225,143	会議資料印刷費その他
会 議 旅 費	54,390,132		54,390,132	54,390,132	0	
図 書 ・ 資 料 頒 布 費	3,502,000		3,502,000	2,758,456	743,544	「大学の在り方」及び「旧 設大学院の改善について」 の印刷費等
通 信 費	1,300,000	365,892	1,665,892	1,665,892	0	
事 務 費	65,860,000	659,961	66,519,961	66,518,730	1,231	
諸 給 与	53,760,000		53,760,000	53,758,769	1,231	
備 品 費	200,000	△ 49,300	150,700	150,700	0	会議室用ソファーほか
借 用 料	1,400,000	344,349	1,744,349	1,744,349	0	事務局建物の借料
消 耗 品 費	500,000	112,275	612,275	612,275	0	
旅 費 ・ 交 通 費	2,500,000	9,420	2,509,420	2,509,420	0	
庁 用 諸 費	2,000,000	24,303	2,024,303	2,024,303	0	
被 保 険 者 事 業 主 負 担 金	3,500,000	218,914	3,718,914	3,718,914	0	事務局職員加入の社会保険 事業主負担金
退 職 給 与 引 当 金	2,000,000		2,000,000	2,000,000	0	
予 備 費	3,840,000	△ 1,064,938	2,775,062		0 2,775,062	
翌年度繰越額				135,216		

監 査 結 果

昭和60年度国立大学協会歳入・歳出決算およびこれに関連する諸帳簿、証憑書ならびに銀行預金について監査しましたところ、適正でありましたのでご報告いたします。

昭和61年5月1日

監 事 筑波大学学長

阿南 功一

監 事 東京水産大学学長

野村 稔

## 財 産 目 録

昭和61年3月31日現在  
国立大学協会

資 産 総 額		14,410,907円
1. 運 用 財 産		135,216円
(1) 普 通 預 金		135,216円
第一勸業銀行本郷支店		120,739円
富士銀行 〃		554円
三和銀行 〃		13,923円
(2) 定 期 預 金		0円
2. 退 職 給 与 積 立 金		3,952,401円
(1) 普 通 預 金 ( 第一勸業銀行本郷支店 )		3,952,401円
(2) 定 期 預 金 (           〃          )		0円
3. 特 別 事 業 積 立 金		2,467,125円
(1) 普 通 預 金 ( 三和銀行本郷支店 )		2,467,125円
(2) 定 期 預 金		0円
4. 図 書		101,540円
現行日本法規 ( 台本 ) ほか2点		
5. 備 品		7,754,625円
机, 椅子, 書棚, 電子リコピー, ワークロ等237点		

昭和61年度国立大学協会歳入・歳出予算

昭和61年3月17日 理事会

昭和61年5月7日臨時総会

(前年度予算額には追加予算額を含む)

科 目	予 算 額	前年度予算額	差引増減	摘 要
	千円	千円	千円	
歳 入 の 部	135,705	145,610 <sup>132</sup>	9,905 <sup>132</sup>	
会 費	133,209	129,351	3,858	95大学会費
預 金 利 子	1,200	1,200	0	定期・普通預金利子
雑 収 入	1,161	6,069	△ 4,908	
前 年 度 繰 越 金	135	2,600	△ 2,465	
「特別事業積立金」よ り受入	0	6,390 <sup>132</sup>	△ 6,390 <sup>132</sup>	
歳 出 の 部	135,705	145,610 <sup>132</sup>	△ 9,905 <sup>132</sup>	
1. 事 業 費	67,305	75,910 <sup>132</sup>	△ 8,605 <sup>132</sup>	
(1) 総 会 費	4,000	4,188	△ 188	総会・事務連絡会議各2回の会場費その他諸経費
(2) 役 員 会 費	500	500	0	理事会・幹事会経費
(3) 委 員 会 費	3,580	3,380	200	常置委員会・特別委員会等会場費その他諸経費
(4) 会 報 発 行 費	3,800	3,800	0	会報年4回発行 印刷製本・謝金・送料等
(5) 調 査 研 究 費	4,000	4,850	△ 850	
(6) 会 議 旅 費	49,100	54,390 <sup>132</sup>	△ 5,290 <sup>132</sup>	総会・理事会・常置委員会・特別委員会 等会議出席旅費
(7) 図 書 ・ 資 料 頒 布 費	1,025	3,502	△ 2,477	
(8) 通 信 費	1,300	1,300	0	
2. 事 務 費	66,220	65,860	360	
(1) 諸 給 与	53,620	53,760	△ 140	職員11人分の俸給・諸手当
(2) 備 品 費	100	200	△ 100	
(3) 借 用 料	1,800	1,400	400	
(4) 消 耗 品 費	500	500	0	
(5) 旅 費 ・ 交 通 費	2,500	2,500	0	職員通勤費及び事務連絡旅費等
(6) 庁 用 諸 費	2,000	2,000	0	光熱水料その他
(7) 被 保 険 者 事 業 主 負 担 金	3,700	3,500	200	職員加入社会保険の事業主負担金
(8) 退 職 給 与 引 当 金	2,000	2,000	0	
3. 予 備 費	2,180	3,840	△ 1,660	

# 資 料

各国立大学長殿

昭和61年 4月10日  
国立大学協会会長  
森 亘  
同第3常置委員会委員長  
原 田 三 郎

## 昭和61年度大学卒業予定者の就職協定について

去る3月20日に開催された就職問題懇談会（国立大学協会はじめ大学・高専関係9団体により構成）において、「4年制大学については8月20日企業と学生の接触開始、11月1日選考開始」とする標記就職協定期日について別紙1のとりの申合せを行ったことを報告いたします。

今回の就職協定期日案は文部省の提案によるもので、それより先3月18日に開催された企業側の会議である中央雇用対策協議会（日経連等主要業界団体で構成）においても同意が得られたものであります。

就職協定の期日問題については、すでに本協会第3常置委員会において昨年9月及び10月に協議され、「8月1日企業と学生の接触開始、11月1日選考開始」を基本とすることが了承され、その旨11月の国立大学協会総会においても報告されております（別紙2一略）

今回の文部省の「8月20日、11月1日」の期日案は、同省が大学の要望・実情等を勘案した上で作成したものでありますが、上記第3常置委員会案に近い案であるため国立大学協会会長としても第3常置委員長の意を受けて了承いたしました。何分にも与えられた検討時間が著しく短く、諸般の事情から会長の判断として就職協定期日についての申合せを行わざるを得なかった点、ご了承願いたく存じます。

また、ついで3月31日の就職問題懇談会では遵守事項に関する申合せ（別紙3参照）が行われました。この遵守事項についても第3常置委員会の考え方にほぼ沿ったものと考えられますので、併せてご了承を得たいと存じます。これらの就職協定に関する申合せ等については後日、文部省より各大学長宛通知される予定となっております。

なお、今回の就職協定期日に関する経過について（別紙4参照）とりまとめましたのでご参考に供します。

別 紙 1

### 昭和61年度大学及び高等専門学校卒業予定者のための就職事務に関する申合せ

大学及び高等専門学校の各団体は、昭和61年度大学及び高等専門学校卒業予定者の就職に関し、下記のように申し合わせる。

記

1. 4年制大学卒業予定者については、昭和61年8月20日求人（求職）のための企業と学生の接触開始、昭和61年11月1日選考開始の線で就職事務を行うこと。

2. 短期大学及び高等専門学校卒業予定者については、昭和61年10月1日求人（求職）のための企業と学生の接触開始、昭和61年11月1日選考開始の線で就職事務を行うこと。

昭和61年3月20日

国立大学協会会長  
森 亘  
公立大学協会会長  
下山 瑛 二  
日本私立大学団体連合会会長  
石川 忠 雄  
国立短期大学協会会長  
添 田 喬  
全国公立短期大学協会会長  
内 田 穰 吉  
日本私立短期大学協会会長  
小 尾 庸 雄  
国立高等専門学校協会会長  
慶 伊 富 長  
公立高等専門学校協会会長  
松 岡 健 次  
私立高等専門学校協会会長  
フランス・ヘンドリックス

別 紙 3

#### 遵守事項に関する申合せ

昭和61年3月31日

就職問題懇談会

大学及び高等専門学校卒業予定者のための就職事務に関する申合せについては、関係者がこれを遵守することによってその実効性を高める努力をすることが重要であると考え、次の事項を申し合わせる。

- ① 大学・高専団体ごとの協定遵守表明
- ② 大学・高専における就職業務担当者の明確化
- ③ 学生及び教員に対する就職協定の一層の周知徹底
- ④ 自主的な就職協定委員会（仮称）の設置による協定遵守問題等の検討

別 紙 4

#### 昭和61年度就職協定問題に関する経過

○60年9月12日

臨時教育審議会の第一次答申での「学歴社会の弊害是正」問題のため、文部・労働両大臣と財界団体幹部との会談が行われ、「青田買い防止」のため新しい就職協定作成に向けて努力することに合意した。



○60年9月20日

国大協第3常置委員会が開催され、就職協定について協議し、協定は一定の秩序を保つために必要であることを確認し、現行の10—11月は実情にそぐわなくなっているので、夏期休暇ぐらいに繰り上げてはどうかという意見が大勢を占め、専門委員（東京大学学生部長）に私大側を含めた大学側全体の具体案作成に対処してもらうこととなった。

○60年9月25日

就職問題懇談会（国大協はじめ大学・高専等9団体により構成）において、就職協定の必要性、遵守方策、協定の時期等について協議。私立団体連合会の試案として、8月1日企業と学生との接触開始、11月1日選考開始が提示された。

○60年10月4日

国大協第3常置委員会メンバーの15大学（教育系及び医学系大学を除く）の就職事務担当者（学生部職員）の会合が開催され、就職協定等について意見が交換された。

○60年10月23日

国大協第3常置委員会（臨時）が開催され、就職協定の時期については、8月1日企業と学生との接触開始、11月1日選考開始を基本とすること。また協定の遵守については、学長・学部長が教官に対して徹底を図り、また学生部が各学部の就職協定の遵守状況について、総体把握を行うこととし、さらに企業の違反状況によっては、国大協代表等から企業側団体等に対して注意を喚起することなどの考え方をとりまとめた。

○60年10月24日

就職問題懇談会が開催され、同懇談会に61年度対策特別委員会（国立大学1、公立大学1、私立大学2、短期大学1、高専1、計6名）を設置した。

○60年11月13日

国立大学協会総会において、就職協定について第3常置委員会が報告を行った。

○61年1月22日

就職問題懇談会61年度対策特別委員会が開催され、協定の遵守方策について大要下記の案をとりまとめた。

大学側団体について

- (1) 大学・高専団体ごとの協定遵守表明
- (2) 大学・高専における就職業務担当者の明確化※
- (3) 学生及び教官に対する就職協定の周知徹底
- (4) 自主的な調査委員会の設置と遵守状況の調査

企業側について

- (1) 企業業種ごとの協定遵守表明
  - (2) 会社訪問日前の大学OBによる入社勧誘の禁止
- ※ 職業安定法では、無料の職業紹介事業を行う学校の長は、その学校の職員の中から、職業紹介事業に関する業務を担当する者を定めることとされている。（職業安定法第33条の2第3項）

○61年1月27日

中央雇用対策協議会（就職協定に関する企業側各団体の取りまとめを行う会）が開催され、就職協定の必要性、遵守方策、時期等について協議されたが、結論を得ず、2月28日に再度図ることとなった。

○61年2月28日

中央雇用対策協議会が開催され、文部省より4年制大学については、8月20日企業と学生の接触開始、11月1日選考開始（短大・高専は従来どおり10月1日企業と学生の接触開始、11月1日選考開始）の期日案が提案されたが、結論が得られず次回に持ち越した。

○61年3月4日

就職問題懇談会が開催され、4年制大学に関する「8月20日、11月1日」の文部省期日案について協議し、この期日案を支持することを了承した。（国大協については、第3常置委員会の原案の8月1日、11月1日に近い案として、第3常置委員会委員長の判断により、了承することとしたものである。）

○61年3月17日

国大協理事会が開催され、第3常置委員会委員長から文部省の就職協定期日案等について報告された。

○61年3月18日

中央雇用対策協議会が開催され、4年制大学に関する「8月20日、11月1日」とする文部省案が協議され、全員一致でこれを了承することを決めた。

○61年3月20日

就職問題懇談会が開催され、昭和61年度大学及び高等専門学校卒業予定者のための就職事務に関する申合せ（案）を了承した。

○61年3月31日

就職問題懇談会が開催され、遵守事項に関する申合せ及び昭和61年度就職事務協定（求人・求職事務の日程）が了承された。

なおこの際、国立大学協会としての若干の注文を、会長の意をうけて出席委員より発言、要望した。

## 国立大学協会会費基準の一部改正について

昭和61. 3. 17  
理 事 会  
昭和61. 5. 7  
臨 時 総 会

国立大学協会会費基準の一部を次のとおり改正する。

第1号「会費基本額」の一大学当り「40,000円」を「100,000円」に改める。

附則 この改正は昭和60年度会費よりこれを適用する。

# そ の 他

## ■学長等の異動

### ○ 学長の交代

	(前 任)	(新 任)
(大 学)		
岩 手 大 学	原田 三郎	高橋 八郎
筑 波 大 学	福田 信之	阿南 功一
浜 松 医 科 大 学	吉利 和	中井準之助
福 井 医 科 大 学	能勢 善嗣	梶川欽一郎
高 知 医 科 大 学	森本 正紀	俵 寿太郎
九州芸術工科大学	吉武 泰水	安藤 由典
大 分 医 科 大 学	中村 家政	糸賀 敬
宮 崎 医 科 大 学	玉井 達二	岡本 直正
鹿 屋 体 育 大 学	江橋慎四郎	川村 毅 (事務取扱)

### ○ 役員の交代

	(前 任)	(新 任)
副 会 長	沢田 敏男	田中 健三

### ○ 委員長の交代

(委員会)	(前 任)	(新 任)
第 3 常置委員会	原田 三郎 (岩手大学長)	山田 舜 (福島大学長)
医学教育に関する特別委員会	吉利 和 (浜松医科大学長)	井出源四郎 (千葉大学長)

### ○ 委員の交代

(委員会)	(前 任)	(新 任)
第 2 常置委員会	帷子 康雄 (弘前大学教授)	福士 主計 (弘前大学教授)
第 4 常置委員会	八戸 芳夫 (北海道大学教授)	南部 悟 (北海道大学教授)
大学院問題特別委員会	小野 周 (群馬大学長)	前川 正 (群馬大学長)
〃	阿部 猛 (東京学芸大学長)	関 四郎 (東京学芸大学長)
〃	茂野 録良 (新潟大学長)	津田 禾粒 (新潟大学長)
〃	田中 健三 (九州大学長)	熊谷 信昭 (大阪大学長)
教養課程に関する特別委員会	須甲 鉄也 (埼玉大学長)	竹内 正幸 (埼玉大学長)
〃	天野 慶之 (東京水産大学長)	町田 正治 (山梨大学長)
〃	猪 初男 (新潟大学長)	丸井 文男 (愛知教育大学長)
〃	幡 克美 (香川大学長)	木村 等 (香川大学長)

教養課程に関する  
特別委員会  
教員養成制度  
特別委員会  
"  
"  
"  
"

久保 彰治 (東京大学教授)  
須甲 鉄也 (埼玉大学長)  
阿部 猛 (東京学芸大学長)  
井澤 道 (三重大学長)  
釘宮 保雄 (大分大学長)  
田浦 武雄 (名古屋大学教授)

竹田 晃 (東京大学教授)  
竹内 正幸 (埼玉大学長)  
関 四郎 (東京学芸大学長)  
武田 進 (三重大学長)  
志賀 史光 (大分大学長)  
潮木 守一 (名古屋大学教授)

○ 委員の委嘱  
(委員会)

大学院問題  
特別委員会  
"  
特別会計制度協議会

喜多 勲 (東京農工大学長)  
太田 正光 (名古屋工業大学長)  
田中 健三 (副 会 長)

○ 専門委員の解嘱  
(委員会)

第1常置委員会  
第3常置委員会  
第4常置委員会  
第5常置委員会  
第6常置委員会  
大学院問題  
特別委員会

横山 恒雄 (神戸大学事務局長)  
石井 久夫 (大阪大学事務局長)  
舟橋 昭夫 (九州大学事務局長)  
山本 清 (信州大学事務局長)  
慶谷 淑夫 (東京工業大学助教授)  
杉林 嘉一 (岡山大学事務局長)

○ 専門委員の委嘱  
(委員会)

大学院問題  
特別委員会  
第1常置委員会  
第3常置委員会  
第4常置委員会

初見 忠男 (岡山大学事務局長)  
室屋 晃 (神戸大学事務局長)  
柳澤 健 (東京工業大学教務部長)  
日下 弘 (東京大学庶務部長)

## 編集後記

- \* この冬の異常な寒気の余波による低温続きの春も過ぎて、間もなく入梅を迎えようとしております。各大学におかれては概算要求の編成等何かと多忙のことと存じます。当方は6月総会を控え目下その準備に追われております。
- \* 本号の「諸会議議事要録」には、本年1月から4月までに開催された諸会議（小委員会の分は除く）の議事要録を収録いたしました。その数は約20回に及んでおります（そのほか小委員会等もこれとほぼ同数開催）。学内諸行事（入学試験、学内試験、卒業式、入学式等）輻輳の折にも拘らず本協会の会議のためご精励くださった各先生方のご協力とご熱意に対し深甚なる敬意と謝意を表する次第であります。
- \* 本号の「巻頭言」には松山熊本大学長の“思いつくまま”をご寄稿いただきました。公務ご多忙のところご執筆くださった先生のご厚意に対し深く感謝申し上げます。 (R)

叡山の風に尾をふる鯉のぼり

竜石

会報発行=年4回(2月・6月・8月・11月)

	昭和61年6月14日	印刷	(非売品)
	昭和61年6月17日	発行	
会	報	第112号	
		(第36巻第2号 通巻第112号)	
編集兼 発行者	石塚龍之進		
発行所	国立大学協会事務局		
	郵便番号 113 (東京大学構内)		
	東京都文京区本郷7丁目3番1号		
	電話 03 (812) 2111 内線 (7950・7951)		
	03 (813) 0647		

印刷・製本 文唱堂(株)

## 国立大学協会の組織（昭和25.7.13創立）

- 総会（春秋2回開催。各国立大学の代表者）
- 理事会（会長・副会長を含む理事21名，各常置委員長）
- 監事 2名
- 常置委員会
  - 第1常置委員会（大学の組織・制度 研究・教育体制）
  - 第2 “ （学科課程・入学試験等）
  - 第3 “ （学生の厚生補導）
  - 第4 “ （教職員の待遇改善）
  - 第5 “ （大学間の協力）
  - 第6 “ （大学財政・学費）
- 特別委員会
  - 科学技術行政特別委員会
  - 医学教育に関する特別委員会
  - 教養課程に関する特別委員会
  - 大学院問題特別委員会
  - 図書館特別委員会
  - 教員養成制度特別委員会
  - 入試改善特別委員会
- 特別会計制度協議会